

都市計画部の補助金

那覇港管理組合補助金

(沖縄振興特別推進交付金)

1. 補助金の概要

番号	3	所管部課	都市計画部	都市計画課
予算事業名	那覇港管理組合補助金(沖縄振興特別推進交付金)			
補助金名	補助金			
補助金の性質別分類	☐ 義務的な補助 ☐ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☐ 建設事業補助 ☒ その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名等)	・沖縄振興特別推進交付金交付要綱 ・那覇港管理組合に係る沖縄振興特別推進交付金交付要綱			
補助開始年度	平成24年			
交付先	那覇港管理組合(一部事務組合)			
交付先の分類	☐ 外郭団体 ☐ 各種団体 ☐ 市民(個人) ☒ その他(一部事務組合)			
補助の対象となる事業内容	那覇港管理組合は、那覇港の開発発展と利用の促進を図るとともに、適正で能率的な管理運営を行うことを目的として平成14年4月1日に、沖縄県、那覇市、浦添市を組織団体として設立された一部事務組合である。 那覇港管理組合が行う下記事業について、沖縄県6割、那覇市3割、浦添市1割の割合で負担する。 ・那覇港観光客利便性向上施設整備事業 ・ガントリークレーン整備事業 ・那覇港総合物流センター整備事業			
補助の目的	那覇港管理組合が実施する事業への補助。 沖縄21世紀ビジョン基本計画にある、アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成や、世界水準の観光リゾート地の形成を目指すとともに、防災・減災対策を拡充することで、安心・安全である魅力ある港湾を目指す。			
期待される効果	本県の生活物資、産業関連貨物の大部分を占める港湾貨物の物流効率化を図ることにより、物流コストの低減、貨物量の増大につながり、那覇港への新規航路の誘致へ繋がる。また、観光振興の持続的発展に大きく寄与し、更なる観光客の増加が見込まれる。観光客の増加は、観光地における消費額に繋がることから、周辺地域への経済効果にも大きく影響する。			
積算根拠 (補助額の算定方法)	那覇港管理組合同規約第17条第2項に基づき、3割を補助する。			
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	那覇港観光客利便性向上施設整備事業(ボーディングブリッジの製作) ￥42,000,000 ガントリークレーン整備事業(3号機の輸送据付及び4号機の製作) ￥368,250,000 那覇港総合物流センター整備事業(総合物流センターの基本設計) ￥15,000,000 合計 ￥425,250,000			

交付方法	□補助金額確定後	■事前に概算交付⇒ 精算	前年度返還(参考)	□有 ■ 無
補助率(%)	補助対象経費 ②	¥0	補助対象経費に占める補助金の割合 (①/②)	#DIV/ 0!
参考データ (前年度実績)	収入総額	¥0	内部留保資金(積立金等)	¥0
	支出総額	¥0	今年度への繰越金	¥0
	前年度補助実績	¥260,058,000	(上記のうち)前々年度からの繰越金	¥0
本市以外からの 補助金等	沖縄県(6割)及び浦添市(1割)		¥992,250,000	
			¥0	

那覇港管理組合とは

那覇港管理組合は、沖縄県、那覇市及び浦添市の3自治体で構成された一部事務組合で、平成14年4月1日をもって設立し、那覇市に代わる那覇港の「新たな港湾管理者」としてスタートしました。

那覇港管理組合の一部事務組合は、二つ以上の地方公共団体がその事務を共同して処理することを目的として設立された地方自治法第284条第2項の規定による特別地方公共団体で、清掃、消防及び離島医療事務組合等多数の例があります。

そのうち、港湾に関する事務を行っている一部事務組合は、平成13年度末で、苫小牧港、石狩湾新港、名古屋港、四日市港及び境港管理組合の5組合ありましたが、今回の那覇港管理組合の設立で6組合となりました。

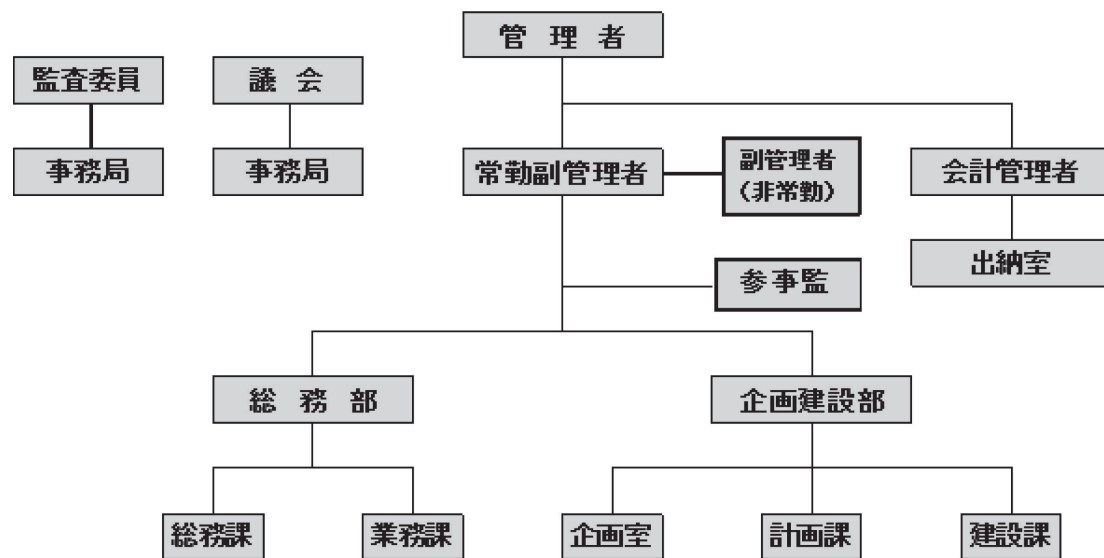
県、那覇市及び浦添市から独立した特別地方公共団体となる那覇港管理組合は、組合独自の議会も設置されています。

那覇港管理組合組織図

管理者(非常勤)には沖縄県知事とその職務にあたり、3人の副管理者のうち非常勤(2人)には、那覇市、浦添市の副市長がその職務にあたっています

常勤の副管理者は各構成団体の長の共同推薦者について議会の同意を得て、平成22年5月から藤田佳久がその職にあたっています。

一般職の職員は、各構成団体から派遣となっており、それぞれ沖縄県35人、那覇市18人、浦添市6人の合計59人の職員で構成されています。



那覇港の歴史

日本の最南端の沖縄県における物流・人流の中心である那覇港は、15世紀に尚巴志が琉球三山を統一したことにより、日本、中国、朝鮮及び東南アジア諸国との交易が盛んになり、琉球の交易の拠点として発展してきました。

1264年(文応5年)には王府の国港として泊港(現在の泊ふ頭)に公館(泊御殿)公倉(聖現寺)を設立し、14世紀には中国との通商が始められています。

戦前の那覇港

本格的な港湾としての施設整備は、明治40年に着手し、大正4年には1,200トン級の船舶3隻が同時係留可能となりました。

その後、数回の拡張工事が行なわれ、第2次世界大戦前の係留施設は4,500トン級1隻、2,000トン級3隻が同時接岸できるようになっていました。

しかし、1944年(昭和19年)の米軍の空襲により那覇港の施設は破壊され、使用不能となりました。

戦後の那覇港

第2次世界大戦後、壊滅した那覇港は米軍に接收され、那覇、泊両港は米軍により大幅な改修工事が施され、那覇港は20,000トン級、泊港は3,000トン級船舶が係留可能となりました。

昭和29年、那覇港の北岸が当時の琉球政府に、泊港が那覇市に返還され、それぞれ管理運営されるようになりました。一方、戦後の沖縄経済の復興にともない、港湾取扱貨物量が年々増大し、昭和40年頃から既存のみでは対応ができなくなったため、港湾の機能拡大を図ることが急務となり、安謝地先に新港の開発計画が進められ、昭和44年に着工された同新港は、昭和46年には、水深7.5m岸壁3バース、水深6.0m岸壁1バースが完成し、施設の供用が開始されています。

昭和47年の日本復帰を契機に、那覇港北岸、泊港、新港を一体的に那覇市が管理することにより、3港を一元化し那覇港は重要港湾の指定を受けました。

当初の那覇港港湾計画は、昭和49年に制定され、本土及び近隣アジア諸国をはじめ、主要離島を結ぶ流通拠点の整備を図るため、新たに浦添埠頭を組み入れ、防波堤、臨港交通施設、小型

船だまり場等の整備、埠頭用地、港湾関連用地、緑地等の確保を含めた基本方針を定め、昭和56年における港湾取扱貨物量を740万トン（内貿680万トン、外貿60万トン）として計画しています。

その後、船舶の大型化や多様化に対応した岸壁の整備、再開発による埠頭能力の向上あるいは、海洋性リゾート等の時代の変化にともなう要請に対応するため、計画の改訂を行ない、平成12年の港湾取扱貨物量を1,240万トン（内貿1,080万トン、外貿160万トン）として、新港埠頭地区の拡充、浦添埠頭地区の北側への展開が位置付けられました。さらに平成15年には、沖縄振興計画に基づき、那覇港国際流通港湾化を目指し、新たな港湾計画が改定されました。

那覇港の整備は、この改訂された港湾計画に基づき、新港埠頭地区の水深13mコンテナ船専用岸壁2バースを築造し、構造改革特別区域法を活用した、民間企業によるターミナル運営が開始された。現在、交通体系の充実を目指し、高規格道路である臨港道路那覇空港線や、臨港道路浦添線の整備促進を図っております。さらに、港湾機能の再編を目指し、浦添埠頭水深9m岸壁など整備促進を図っているところです。

（以上、那覇港管理組合ホームページより）

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の成果について

【意見】

本補助金の期待される効果は、「本県の生活物資、産業関連貨物の大部分を占める港湾貨物の物流効率化を図ることにより、物流コストの低減、貨物量の増大につながり、那覇港への新規航路の誘致へ繋がる。また、観光振興の持続的発展に大きく寄与し、更なる観光客の増加が見込まれる。観光客の増加は、観光地における消費額に繋がることから、周辺地域への経済効果にも大きく影響する。」とされていることから、本補助金が目的とする事業の進捗状況やその成果については、市としても市民に分かりやすく公表することが求められる。

那覇港管理組合補助金
(地域の元気臨時交付金)

1. 補助金の概要

番号	4	所管部課	都市計画部	都市計画課
予算事業名	那覇港管理組合補助金(地域の元気臨時交付金)			
補助金名	補助金			
補助金の性質別分類	☐ 義務的な補助 ☐ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☐ 建設事業補助 ☒ その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名等)	・那覇港管理組合に係る地域の元気臨時交付金交付要綱			
補助開始年度	平成 25 年度			
交付先	那覇港管理組合(一部事務組合)			
交付先の分類	☐ 外郭団体 ☐ 各種団体 ☐ 市民(個人) ☒ その他(一部事務組合)			
補助の対象となる	那覇港管理組合は、那覇港の開発発展と利用の促進を図るとともに、適正で能率的な			

事業内容	管理運営を目的として平成 14 年 4 月 1 日に、沖縄県、那覇市、浦添市を組織団体として設立された一部事務組合である。 那覇港管理組合が行う下記事業について、沖縄県 6 割、那覇市 3 割、浦添市 1 割の割合で負担する。 ・那覇港係留施設更新事業 ・那覇港臨港道路改良事業 ・那覇港泊大橋電光表示板整備事業			
補助の目的	那覇港管理組合が実施する事業への補助。 那覇港は沖縄県び経済社会を支える大きな役割を担っており、港湾施設、設備に老朽化や劣化は、船舶や車両の安全かつ安心、円滑な作業に支障をきたしている。そのため、地域の元気臨時交付金を活用して、港湾施設、設備の更新及び改良を行い、機能回復を図ることを目的とする。			
期待される効果	係留施設の更新は、那覇港を利用する船舶の安全かつ円滑な接岸、係留、搬入等を行うことができ、産業の振興及び地域住民生活の安全性の向上に寄与する。また、電光表示板及び臨港道路の更新は、那覇港の物流を安全・安定にし、産業の振興及び地域住民生活の安定向上に寄与する。			
積算根拠 (補助額の算定方法)	那覇港管理組合同規約第 17 条第 2 項に基づき、3 割を補助する。			
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	那覇港係留施設更新事業(防舷材、係船柱等の更新) ￥21,987,000 那覇港臨港道路改良事業(臨港道路の舗装整備) ￥35,316,300 那覇港泊大橋電光表示板整備事業(電光表示板の更新) ￥20,871,585 合計 ￥78,174,900			
交付方法	☒ 補助金額確定後	☐ 事前に概算交付⇒精算	前年度返還(参考)	☐ 有 ☒ 無

那覇港管理組合の概要等については、「那覇港管理組合補助金（沖縄振興特別推進交付金）」を参照していただきたい。

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の成果について

【意見】

本補助金の期待される効果は、「係留施設の更新は、那覇港を利用する船舶の安全かつ円滑な接岸、係留、搬入等を行うことができ、産業の振興及び地域住民生活の安全性の向上に寄与する。また、電光表示板及び臨港道路の更新は、那覇港の物流を安全・安定にし、産業の振興及び地域住民生活の安定向上に寄与する。」ことにあるとされることから、本補助金が目的とする事業の進捗状況やその成果については、市としても市民に分かりやすく公表することが求められる。

都市景観助成金

1. 補助金の概要

番号	12	所管部課	都市計画 部	都市計画 課
予算事業名	景観形成推進事業			
補助金名	都市景観助成金			
補助金の性質別分類	☐ 義務的な補助 ☐ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☒ 建設事業補助 ☐ その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名等)	那覇市都市景観条例			
補助開始年度	平成 6 年度			
交付先	指定地域内で該当する工事を行った申請者			
交付先の分類	☐ 外郭団体 ☐ 各種団体 ☒ 市民(個人) ☐ その他()			
補助の対象となる 事業内容	都市景観形成地域に指定されている3地区(首里金城地区、壺屋地区、龍潭通り沿線地区)において、優れた都市景観の形成に寄与する工事費用に対し助成金を交付する。 補助対象工事: 赤瓦屋根工事、琉球石灰岩石積・石張工事等			
補助の目的	都市景観形成地域内において、良好な那覇らしい都市景観の形成の促進			
期待される効果	都市景観形成地域内において、赤瓦屋根としたり外壁及び敷地囲いに琉球石灰岩を使用することで、那覇らしい景観形成を図ることにより、地域観光の発展や活性化が期待される			
積算根拠(補助額の 算定方法)	都市景観形成地域内において、優れた都市景観の形成に著しく寄与する行為の経費の一部に対し 100 万円を限度して助成			
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	・赤瓦屋根及び琉球石灰岩石積・石張工事、又は木材等の材料費に係る費用の合計の2/3以内かつ100万円を限度して助成金を交付。 ・補助対象工事費の負担割合は、国、市、民間が、それぞれ 1/3 となっている。			
交付方法	☒ 補助金額確定後	☐ 事前に概算交付⇒精算	前年度返還(参考)	☐ 有 ☒ 無

事業の概要

那覇市では、『亜熱帯庭園都市』那覇の快適で美しい景観を「まもり・そだて・つくる」ことを目的として、昭和 60 年に景観条例を制定し、都市景観形成地域の指定や市内全域における建物色彩の基準を定める等、市民との協働による那覇の個性をいかした美しいまちづくりを推進してきました。

平成 16 年に国において景観法が制定され、本市は平成 20 年同法に基づく「景観行政団体」

となりました。条例の制定から 20 年余の経過とともに、都市モノレールの開通及び那覇新都心地区の発展等、社会状況等の変化に対応するため、これまでの実績、基本的理念及び目標などは継承し、かつ、本市の上位・関連計画や土地利用方針に整合した、市内全域における、きめ細かい景観の方向性を定めた、景観法に基づく「那覇市景観計画」を平成 23 年 5 月に策定し、平成 24 年 4 月から施行しています。

また、那覇市景観計画は、本市の上位計画である、那覇市第 4 次総合計画、那覇市都市計画マスタープラン、那覇市緑の基本計画、その他那覇市部門別計画との適合・調和・整合を図るとされる。

「那覇市景観計画 景観ガイドライン」は、那覇市景観計画の内容を、図や写真等を用いてわかりやすくまとめたものであり、那覇市内において建築行為などを行う場合の景観に関する基本的な考え方を示したものです。

また、景観計画の理念は、

＜景観づくりの理念＞ みんなで継承、みんなでつくる 「亜熱帯庭園都市」なはの景観

であり、基本目標は、以下の通りである。

＜景観づくりの基本目標＞

①固有の風土（亜熱帯固有の水・緑・微地形変化など）をいかした景観をつくる

西に開く港、感潮域を有し中心市街地を貫く河川、山あいを流れる河川と水源涵養としての斜面樹林。微妙な高低差を有する地形に建つ建物群。それらを彩る色とりどりの花木。これらの固有な自然風土は大切な資源です。これらが身近に感じられ、愛着心や誇りが持てるよう大切にしていきます。

②固有の歴史・文化（王都）を守り、いかす景観をつくる

かつての王都であった風景は先の大戦で多くを消失しました。しかし、人々の強い願いによって首里城が再建、さらに識名園が復元され、ともに世界遺産に登録されました。市内をよく見れば、王都としての歴史的な名残を幾つか見ることができ、琉球赤瓦葺きの建物や琉球石灰岩を用いた石垣や道なども再生されつつあります。これら王都ならではの固有性を大切に守り育て、「那覇らしい景観」をつくっていきます。

③国際的な交流・交易、観光都市機能を持つ県都として風格のある景観をつくる

沖縄の玄関口である那覇市には、空港や港湾など沖縄を代表する交易の場があり、国際通りや平和通り、首里城一帯などでは多くの来訪客との交流があります。人々を迎え、物流を支える那覇としての活力ある景観づくり、県都として風格のある景観づくり、「沖縄にやってきた」「那覇に、首里にいる」ということが明確に実感できる景観をつくっていきます。

それぞれの地域・地区にも、歴史的・文化的な資源や生活文化等があります。新しいまちにも固有の歴史がつくられていきます。また「スーグワァー」に咲きこぼれる花木・草花などは人々を和ませます。

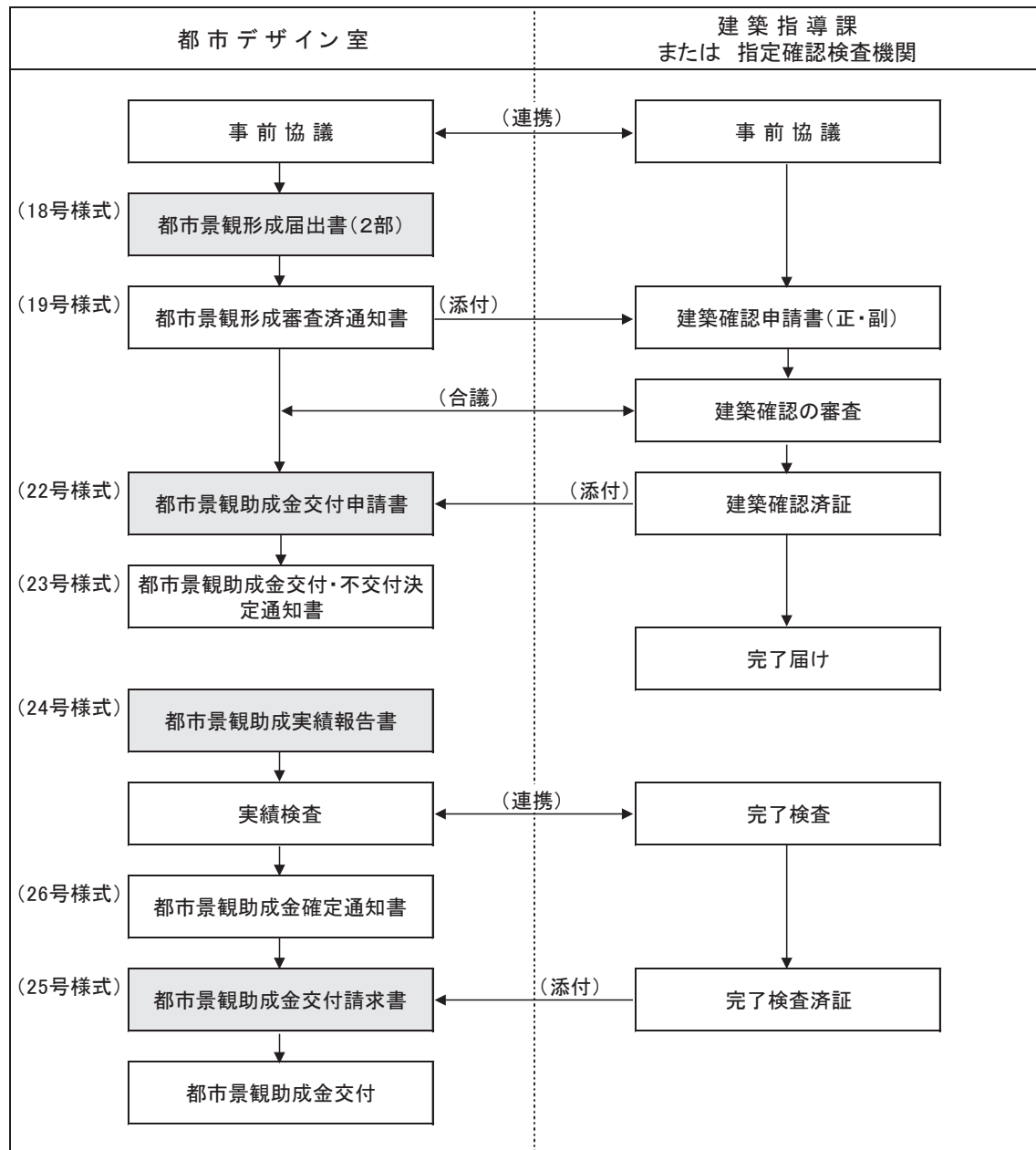
それらの風景や土地の記憶を大切に守り育て、住む人々、訪れる人々が快適に安心して暮らしていける景観をつくっていきます。

④地域の資源や生活文化などをいかした景観をつくる

⑤市民との協働による景観づくりの活動を広げる

景観づくりの主役は市民です。市民と那覇市が協働し自発的な活動の輪を広げることで、みんなで優れた景観づくりを行っていきます。

助成金手続きフロー



(以上、那覇市都市計画部都市計画課ホームページより)

助成金実績の推移

◎景観形成3地区過去 10 年間の助成件数推移

	龍潭通り地区	首里金城地区	壺屋地区	金額
H16	10	3	1	¥8,951,000
H17	8	4	2	¥9,013,000
H18	8	3	3	¥9,316,000
H19	8	6	3	¥8,844,000
H20	7	6	3	¥10,931,000
H21	11	4	2	¥10,649,000
H22	8	2	2	¥10,160,000
H23	6	1	3	¥4,863,000
H24	4	6	2	¥6,988,000
H25	1	4	1	¥6,295,000

◎地区内の建物全体件数とこれまでの助成件数

【首里金城地区】

総数: 約 360 件

助成件数: 94 件 (平成6年～平成25年)

【龍潭通り沿線地区】

総数: 約 190 件

助成件数: 71 件 (平成14年～平成25年)

【壺屋地区】

総数: 約 270 件

助成件数: 26 件 (平成14年～平成25年)

2. 監査の指摘と意見
(1) 補助金の成果について

【指摘】

本補助金が目的とする事業の進捗状況やその成果（上述した、＜景観づくりの基本目標＞の達成状況）については、市としても市民に分かりやすく公表することが求められる。また、上位計画に沿った目標達成状況についても公表する必要がある。

那覇市民間住宅耐震化促進事業費補助金

1. 補助金の概要

番号		所管部課	都市計画部	建築指導課
予算事業名	那覇市民間住宅耐震化促進事業			
補助金名	那覇市民間住宅耐震化促進事業費補助金			
補助金の性質別分類	☐ 義務的な補助 ☐ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☐ 建設事業補助 ☒ その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名等)	建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法) 第3条第2項			
補助開始年度	平成 24 年度			
交付先	民間住宅の所有者			
交付先の分類	☐ 外郭団体 ☒ 各種団体 ☒ 市民(個人) ☐ その他()			
補助の対象となる事業内容	現行の耐震基準に満たない昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅及び同日において工事中であった住宅を対象とし耐震改修に要する費用の一部を補助する。診断・設計においては事業費の 2/3 以内、改修においては事業費の 23%以内の範囲において補助金を交付する。			
補助の目的	地震による建築物の倒壊から市民の生命及び財産を保護するため、市内民間住宅の耐震化を促進することを目的としている。			
期待される効果	市民の耐震化への意識が高まり、市内民間住宅の耐震化が促進される。			
積算根拠 (補助額の算定方法)	那覇市民間住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱に基づく。			

補助対象経費の内容 (具体的に記入)	診断・設計 事業費(診断費、設計費、第三者判定費)に対し 2/3 が補助対象。 改修 事業費(工事施工費)に対し 23%が補助対象。			
交付方法	☒ 補助金額確定後	☐ 事前に概算交付⇒精算	前年度返還(参考)	☐ 有 ☒ 無

那覇市民間住宅耐震化促進事業の概要（那覇市資料）

1. 事業の背景

昭和 56 年 6 月 1 日の建築基準法改正により、建築物の構造規定が大幅に改正され、既存建築には耐震性能が現行基準に達しない建築物（旧耐震基準）が多数存在する。平成 7 年の阪神大震災では、この旧耐震基準の建築物が大きな被害を受けた。この教訓を踏まえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が制定されている。

耐震改修促進法とこれらに基づく施行令等で、建築物所有者へ耐震診断等の努力義務、地方公共団体へは所有者への補助制度整備等の支援が求められており、全国的には耐震化が進んでいるが、沖縄県では所有者の耐震化への意識の低さなどから、ほとんど進んでいない状況にある。

2. 補助制度創設の経緯

耐震化への補助制度は、従来制度としては木造建築物を対象とした補助制度（社会資本整備総合交付金）が存在した。しかし、同制度は補助単価（13 万円／戸）が低額であったことから、耐震化費用の高額な鉄筋コンクリート造が主体の沖縄では自己負担が高額となり、補助制度は浸透しなかった。

県は耐震化促進のため、平成 24 年度から沖縄振興特別交付金を活用し、従来制度から補助単価をかさ上げした、鉄筋コンクリート造り（沖縄の特殊性）を対象とした市町村補助制度を創設した。この市町村補助を活用し、当市においても民間住宅の耐震化事業へ補助を実施する。（補助率は従来制度と同率）

3. 事業の位置づけ

- ・第 4 次総合計画（6-2-3）において「旧耐震基準で建築された既存住宅の耐震改修促進」を方針化
- ・耐震改修促進法に基づく、「沖縄県耐震改修促進計画」及び「那覇市耐震改修促進計画」で補助制度創設を記述。

補助金額

耐震診断、耐震改修設計に要する費用のうち、住宅の形式に応じて 2/3 以内の額を補助します。

1) 戸建住宅の場合

事業に要する費用と基準額 90 万円を比べ、少ない額の 2/3 以内の額
(上限 60 万円)

(補助金額計算例 1) 事業費が 90 万円の場合

補助金額	自己負担額
$90 \text{ 万円} \times 2/3 = 60 \text{ 万円}$	$90 \text{ 万円} - 60 \text{ 万円} = 30 \text{ 万円}$

(補助金額計算例 2) 事業費が 120 万円の場合

補助金額	自己負担額 (補助対象額を超える部分含む)
$90 \text{ 万円} \times 2/3 = 60 \text{ 万円 (上限額)}$	$120 \text{ 万円} - 60 \text{ 万円} = 60 \text{ 万円}$

2) 共同住宅、長屋の場合

事業に要する費用と基準額(総戸数から 1 を引いた戸数に 20 万円を乗じた金額に 90 万円を加えた額・上限額 300 万円)を比較して少ない額の 2/3 以内の額
(上限 200 万円)

(補助金額計算例 1 8 戸・事業費が 250 万円の場合)

基準額 $(8-1) \text{ 戸} \times 20 \text{ 万円} + 90 \text{ 万円} = 230 \text{ 万円}$

補助金額	自己負担額 (補助対象額を超える部分含む)
$230 \text{ 万円} \times 2/3 = 153.3 \text{ 万円}$	$250 \text{ 万円} - 153.3 \text{ 万円} = 96.7 \text{ 万円}$

(補助金額計算例 2 12 戸・事業費が 350 万円の場合)

基準額 $(12-1) \text{ 戸} \times 20 \text{ 万円} + 90 \text{ 万円} = 310 \text{ 万円} \Rightarrow 300 \text{ 万円 (上限額)}$

補助金額	自己負担額 (補助対象額を超える部分含む)
$300 \text{ 万円} \times 2/3 = 200 \text{ 万円 (上限額)}$	$350 \text{ 万円} - 200 \text{ 万円} = 150 \text{ 万円}$

参考) 手続き等の流れ

①事前相談

相談カードご記入の上、市の窓口でご相談ください。図面等もご持参ください。
注意）必ず、補助を受けたい事業（耐震診断、耐震改修設計）の実施前にご相談ください。



②費用の見積

「沖縄県耐震技術者」の所属する実施機関（設計事務所や建設会社等）から耐震診断又は耐震改修設計費用の見積りを取り、自己負担額等を確認の上、耐震診断又は耐震改修設計の実施、補助申請を検討してください。



③補助金交付申請

補助金交付申請書に必要書類を添付の上、市の窓口に出提出してください。



④補助金交付決定通知

申請内容の審査後、補助金の交付が決定すれば、市から通知を行います。



⑤実施機関（設計事務所や建設会社等）との契約、耐震診断又は耐震改修設計の実施

④の通知受領後、実施機関（設計事務所や建設会社等）と契約し、「沖縄県耐震技術者」による耐震診断又は耐震改修設計を実施します。必要に応じ、耐震診断結果又は耐震改修設計について適切に行われたか、第三者機関で「判定」を受けます。



⑥完了実績報告

耐震診断又は耐震改修設計の完了後、完了実績報告書に必要書類を添付の上、市の窓口に出提出してください。



⑦交付確定通知

市で完了実績報告等を審査し、交付の可否及び補助金額を確定した後に通知します。



⑧補助金の交付請求

補助金交付請求書を提出してください。



⑨補助金の支払い

市から補助金の支払いを行います。

2. 監査の指摘と意見
(1) 補助金の成果について

【意見】

本補助金については、市によれば、第4次那覇市総合計画において、平成29年度までに市内建築物の耐震化率90%を目標値として掲げているが、平成25年度末で84.09%となっており、目標達成は厳しいとの認識である。耐震化改修工事など、費用がかかるため、制度発足後の実績は無いとのことであり、立替時に合わせて耐震化工事を実施した実績があるのみである。個人の財産権やプライバシーの問題などがあり、耐震化工事を強制することはできず、今後は、いかにして制度の普及促進を図っていくかが求められる。

那覇市相対売り継承支援事業補助金
(沖縄振興特別推進市町村交付金)

1. 補助金の概要

番号	4	所管部課	都市計画部	市街地整備課
予算事業名	農連市場相対売り継承調査事業			
補助金名	那覇市相対売り継承支援事業補助金、沖縄振興特別推進市町村交付金			
補助金の性質別分類	☐ 義務的な補助 ☐ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☐ 建設事業補助 ☒ その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名等)	那覇市相対売り継承支援事業補助金交付要綱、沖縄振興特別推進市町村交付金交付要綱、 沖縄振興特別推進交付金交付要綱、沖縄振興特別措置法			
補助開始年度	平成24年度			
交付先	那覇市農連市場地区防災街区整備事業準備組合			
交付先の分類	☐ 外郭団体 ☒ 各種団体 ☐ 市民(個人) ☐ その他()			
補助の対象となる 事業内容	那覇市の中心市街地内のマチグワーに見られる相対売り等の歴史的・文化的特徴を生かした商業形態を継承することにより商業の活性化を図るため下記の調査を補助対象とする。 ・店舗等の業種業態配置計画調査 ・店舗運営方針(施設コンセプト)調査 ・マーケティング調査			
補助の目的	那覇市の中心市街地内のマチグワーに見られる相対売り等の歴史的・文化的特徴を生かした商業形態を継承することにより商業の活性化を図り、もって沖縄の自立・戦略的發展に資することを目的とした事業に要する経費に対して補助金を交付する。			
期待される効果	マチグワー文化の特徴を活かした商業形態を継承し、親しみのある「まち」をつくる。また、マチグワー文化の継承により中心市街地の活性化と観光客・雇用者の増加が見込まれる。			

積算根拠 (補助額の算定方法)	業者見積り等			
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	事業費・・・8,000,000 円 市補助率(1/2)4,000,000 円 うち国庫支出金(沖縄振興特別推進市町村交付金 補助率 8/10)・・・3,200,000 円 うち一般財源・・・800,000 円			
交付方法	☒ 補助金額確定後	☐ 事前に概算交付⇒精算	前年度返還(参考)	☐ 有 ☒ 無

農連市場地区防災街区整備事業概要（那覇市ホームページより一部抜粋）

平成 26 年 6 月 市街地整備課

1. 事業目的

当地区は、那覇市中心市街地の南に位置し、農連市場を核とした商業の集積地でありながら、施設の老朽化や都市基盤の未整備に伴う、商活動の衰退や防災上の危険性の問題解決を図るため、「人とものが行き交い、沖縄文化のなかで生き活きと住み続けるマチグリーンセンター」をコンセプトに“衣食住遊”が融合し、賑わいと交流の生まれるマチグリーン空間の再生を図る。

2. 地区概要

(1) 施行地区面積――約 3. 2 ha

(2) 施行者――那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合

3. 主な経過

- ・ 1 9 8 4 年(S59) 整備構想案策定(住宅都市整備公団、那覇市)
- ・ 1 9 8 6 年(S61) 農連市場地区再開発促進協議会発足
- ・ 1 9 9 3 年(H 5) 3 者連絡会議設立(沖縄県、沖縄経済連、那覇市)
- ・ 2 0 0 1 年(H13) 準備組合設立(11 月 16 日)
- ・ 2 0 0 5 年(H17) 事業協力者公募選定
- ・ 2 0 0 6 年(H18) 防災街区整備事業による事業手法の変更が総会にて承認、準備組合名も名称変更
- ・ 2 0 0 9 年(H21) 都市計画決定(H22. 3. 26 告示) 3・5・那 15 号牧志壺屋線、7・4・那 2 号神里原線
- ・ 2 0 1 0 年(H22) 都市計画決定(H22. 4. 9 告示) 農連市場地区防災街区整備事業、農連市場地区防災街区整備地区計画
- ・ 2 0 1 4 年(H26) 那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合設立認可(H26. 5. 19)
- ・ 2 0 1 4 年(H26) 那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合設立認可公告(H26. 5. 30)

4. 計画概要

- (1) 建築敷地面積――約 1 5, 2 6 0 m²
- (1) 公共施設概要 市道 牧志壺屋線(幅員 16m×約 240m)、
神里原線(幅員 16m×約 170m)、区画道路 3 路線外
公共施設管理者工事： 県道 真地・久茂地線(幅員 28m×160m)、
ガープ川雨水幹線(開渠部約 6 0 m)
- (2) 建築施設概要
 - A－1 店舗棟
 - A－3 ①駐車場棟
 - A－3 ②分譲住宅棟

A－3 ③市営住宅棟 (多子世帯向け、拠点保育所・子育て支援施設) A－4 ①～③権利者住宅棟 A－5 保留床
--

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の成果について

【意見】

本補助金は、農連市場地区防災街区整備事業において、既存店舗を集約した新たな商業施設が計画されていることから、現在の農連市場内に見られるマチグラー文化(※)の特徴ある相対売りを生かした商業形態を継承し、商業の活性化を図ることを目的として、新たな商業施設の運営計画等の調査を行うための費用である。なお、本補助金は、上記整備事業の施工者である那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合への補助として交付されており、同事業組合が匿名随意契約によって、民間の商業コンサルタントに発注して実施している。同事業組合と民間コンサルタントとの委託契約については、直接の監査対象ではないが、市の資料を閲覧するなどして、地方自治法に照らして問題の無いことは確認した。商業施設等の新規計画は、当初の需要見込みが実態と乖離するなど後日問題となるケースも見られることから、市としても計画の進捗状況や成果については、その都度検証し市民に公表すべきである。

(※地元の人々の生活を支えてきた昔ながらの雰囲気が残る市場のこと。マチグラーは沖縄の方言で市場を意味する。)

建設管理部の補助金

住宅騒音防止対策事業費補助金

1. 補助金の概要

番号	1	所管部課	建設管理部 建築工事課
予算事業名	住宅騒音防止対策事業		
補助金名	住宅騒音防止対策事業費補助金		
補助金の性質別分類	☐ 義務的な補助 ☐ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☒ 建設事業補助 ☐ その他事業費補助		
補助根拠 (法令名・要綱名等)	法令名: 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 要綱名: 住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱(国要綱) 要綱名: 那覇市住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱(那覇市要綱)		
補助開始年度	昭和 52 年度		
交付先	那覇空港周辺の第 1 種区域内(国の指定)の住宅所有者等		
交付先の分類	☐ 外郭団体 ☐ 各種団体 ☒ 市民(個人) ☐ その他()		
補助の対象となる事業内容	那覇市の高良、具志及び宮城(県道231号線より空港側)の3地区を対象とする飛行場周辺における航空機騒音による障害を防止、緩和する為の補助事業。 防音工事の補助及び防音工事実施後の住宅における空調機更新工事を行う者に対し補助を行う。 【防音工事】 第 1 種区域内(国の指定)の住宅の所有者等かつ下記の基準日に建物が存在する物件が対象となり、防音工事を行う者に対し助成を図るものであり、次の 2 種類がある。 ①未実施防音工事: 昭和 52 年 9 月 28 日までに建築された住宅が対象。 ②告示日後防音工事: 昭和 52 年 9 月 29 日から昭和 57 年 3 月 30 日の間に建築された住宅が対象。 ＜補助内容＞ 航空機騒音の程度や住宅の構造により工法が指定され、騒音障害を軽減するための防音サッシの設置、エアコン・換気扇等の設置に必要な工事費を補助する。 【更新工事】 空調機器において、防音工事もしくは前回の更新工事の完了検査日から起算して 10 年以上経過し、かつ空調機器の機能が失われていることが助成対象の条件となる。 ＜補助内容＞ 防音工事において設置された空調機器(エアコン、換気扇等)もしくはそれらの機器を防音工事の際に既設のまま使用されていた機器が対象で、設置に必要な工事費を補助する。		
補助の目的	関係住民の生活の安定を目的とする。		
期待される効果	航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減することができる。		
積算根拠 (補助額の算定方法)	(4)住宅騒音防止対策事業概要参照		
補助対象経費の内容	☐ 外郭団体 ☐ 各種団体 ☒ 市民(個人) ☐ その他()		

(具体的に記入)				
交付方法	■補助金額確定後	□事前に概算交付⇒精算	前年度返還(参考)	□有 ■無

住宅騒音防止対策事業

目的

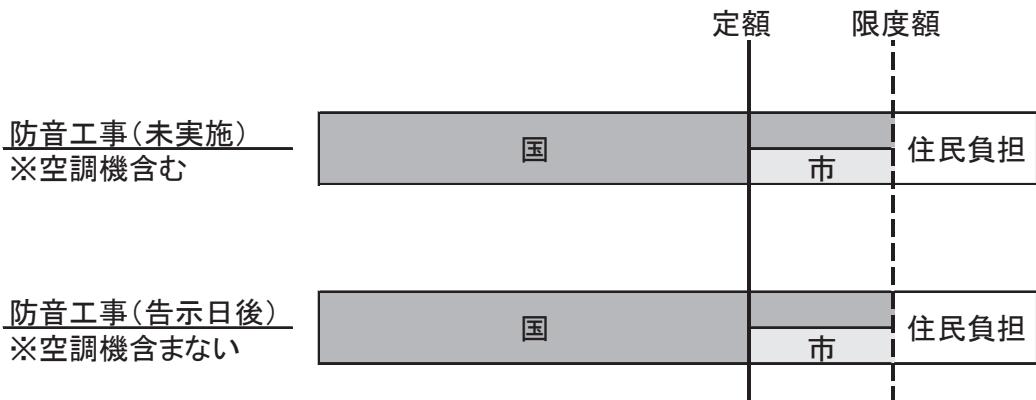
那覇空港周辺の騒音指定区域内で、航空機騒音を防止し、又は軽減するための工事を行う者に対し助成を図る。

工事

○防音工事

第1種区域内（国の指定）の住宅の所有者等で、防音工事を行う者に対し助成を図るもので、定額までは全額を国庫補助、定額を超える限度額までは定額を超える部分の2分の1を国庫補助、残額を那覇市の負担としている。

- ① 未実施：昭和 52 年 9 月 28 日までに建築された住宅（対象件数 1,263 件）
- ② 告示日後：昭和 52 年 9 月 29 日から昭和 57 年 3 月 30 日の間に建築された住宅（対象件数 162 件）



○空調機器取替工事

防音工事で設置した空調機器が 10 年以上経過し機能が低下している場合、空調機器の取替工事助成を実施している。（エアコン、換気扇、レンジフード）

- ・更新工事①：防音工事で設置後 10 年以上経過した冷暖房機及び換気扇を取り替えます。
（負担割合： 国：市：住民＝60：10：30）
- ・更新工事②：更新工事①で設置後 10 年以上経過した冷暖房機及び換気扇を取り替えます。
（負担割合： 国：市：住民＝55：10：35）
- ・更新工事③：更新工事②で設置後 10 年以上経過した冷暖房機及び換気扇を取り替えます。
（負担割合： 国：市：住民＝50：10：40）

◎ 対象となる住宅について

- ・上記に該当し、住居として使用されていること。
- ・換気扇類を取り替える場合は、冷暖房機と一式で取り替えます。
- ・基準工事にかかる事業費の 30%～40%の申請者負担金が必要になる。

3. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の実施率について

【意見】

当該補助金は、法律により対象区域及び基準日が限定されているため、一定時点の指定地域内の住民に限定して交付される事業費補助である。制度発足直後は、多数の防音工事、更新工事が実施されているが、区域内住民に対する防音工事は、ここ数年の実施件数はゼロであり、市のデータによると、平成 25 年度で、未実施件数合計 1,263 件に対して、累計で 1,248 件が実施済みで実施率は約 98%であり、また、告示日後防音工事については、対象件数 162 件に対して、135 件、率にして約 83%の実施率である。冷暖房機の更新工事は、毎年一定数あるが、冷暖房機設置後、10 年経過した場合は故障の有無に関わらず対象台数とされるため、実施率は全体で約 50%前後となっており、実施率の向上が求められる。

また、騒音指定区域が限定されているため、区域の境界線付近の住民は当該補助が受けられないなどの不公平感もでるであろうことから、住民からの要望も踏まえつつ、指定地域の見直しが必要ではないかと考える。

私道整備補助金

1. 補助金の概要

番号	4	所管部課	建設管理部	道路管理課
予算事業名	私道整備補助金			
補助金名	私道整備補助金			
補助金の性質別分類	☐ 義務的な補助 ☐ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☒ 建設事業補助 ☐ その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名等)	那覇市私道整備補助金交付要綱			
補助開始年度	平成 4 年度			
交付先	地元の代表者及び個人			
交付先の分類	☐ 外郭団体 ☐ 各種団体 ☒ 市民(個人) ☐ その他(補助金交付の対象者)			
補助の対象となる 事業内容	1. 道路法の適用を受けていないが、地域住民及び一般市民の生活道路として、利用されているもの。 2. 道路の幅員が原則として3m以上あること。 3. 行き止まり私道(袋地)については、延長が35mを超えるもの。 4. 道路に隣接した土地に所有者が異なる4戸以上の家屋があること。 5. 道路築造後、10年以上経過した道路であること。 6. 工事完了後も引き続き地域住民及び一般市民に利用されること。			

	7. 道路部分の所有者の承諾を得ること。 8. 建築基準法第42条第2項に基づく3m未満の道路で、後退することにより幅員3m以上確保できること。上記の要件を全て満たす場合、補助の対象となる。			
補助の目的	私道整備補助金を交付して、その整備を促進し地域住民の利便性向上と生活環境の改善を図る。			
期待される効果	道路舗装あるいは側溝を設置することにより、表面排水処理が機能し、車両及び歩行者の通行にも支障がなくなり改善される。			
積算根拠 (補助額の算定方法)	土木工事標準積算基準書(沖縄県土木建築部)による。			
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	道路工事費(舗装工事、側溝工事)			
交付方法	☒ 補助金額確定後	☐ 事前に概算交付⇒精算	前年度返還(参考)	☐ 有 ☒ 無

那 覇 市 私 道 整 備 事 業 補 助 金 実 績

(道路管理課)

年 度	件 数	整 備 状 況			事業費 (円)	補助率 (%)	事業費の90%以内 補助金 (円)	予算額 (円)
		舗装延長	舗装面積	排水施設延長				
		(m)	(㎡)	(m)				
平成16年度	4	176.00	647.00	309.00	16,423,350	90	14,780,300	15,000,000
平成17年度	3	216.16	773.45	220.97	13,247,430	90	11,921,000	12,000,000
平成18年度	2	198.21	638.53	182.75	9,685,800	90	8,717,000	9,000,000
平成19年度	3	161.70	520.95	144.00	9,474,000	90	8,525,500	8,550,000
平成20年度	1	109.32	473.88	102.70	4,698,000	90	4,277,000	4,500,000
平成21年度	2	175.70	624.00	27.00	4,649,000	90	4,184,000	4,185,000
平成22年度	2	98.00	256.00	94.20	5,553,450	90	4,997,000	5,000,000
平成23年度	2	198.00	1,061.40	5.50	5,550,300	90	4,994,000	5,000,000
平成24年度	4	270.96	1,042.91	0.00	5,499,900	90	4,948,000	5,000,000
平成25年度	2	107.35	303.35	64.05	4,975,500	90	4,477,000	5,000,000
合 計	25	1,711	6,341	841	79,756,730		71,820,800	73,235,000

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助率について

私道整備補助制度は、日常生活に欠く事のできない道路でありながら、用地の利権関係や構造等の欠陥により、公道として認定することが困難な私道を地元住民が自主的に私道の整備をする場合に、市がその工事費の一部を補助することにより、生活環境の整備促進を図っていく制度である。

現に一般の公共の用に供されている公益性の高い私道については、市道認定を行い、那覇市で管理する方法も考えられるが、所有者が海外にいるなどの沖縄特有の事情もあって、所有者の権利関係を整理することが非常に困難であることから、所有者の維持管理費の負担軽減などを目的に事業が実施されており、補助の必要性、有効性は高い。

【意見】

上記補助金実績にあるように、本補助金は、過去 10 年間補助率は 90%であった。しかしながら、補助金ガイドラインでは、今後は、補助率は、原則として補助対象経費の 1/2 を上限とするとされていることから、ガイドラインに従って、補助率見直しの要否につき検討する必要がある。また、市内における同様の事情のある私道についての実態把握が充分でなく、公平性の観点からも市は、私道の実態把握に努める必要がある。

消防局の補助金

那覇市女性防火クラブ補助金

1. 補助金の概要

番号	所管部課	消防局	予防課
予算事業名	補助金(女性防火クラブ)		
補助金名	那覇市女性防火クラブ補助金		
補助金の性質別分類	■義務的な補助 □団体運営費補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助 □建設事業補助 □その他事業費補助		
補助根拠 (法令名・要綱名等)	・災害対策基本法第5条第2項、同法第8条第2項第13号		
補助開始年度	昭和63年度		
交付先	那覇市女性防火クラブ		
交付先の分類	□ 外郭団体 ■各種団体 □市民(個人) □その他()		
補助の対象となる 事業内容	那覇市女性防火クラブは、自治省消防庁の通知「予防行政の運営方針について」に基づき昭和63年に結成・設立され、日ごろから福祉・お祭り行事など地域社会と密接に関わりながら住民に対する防火啓発を展開している団体です。 災害時においては、行政支援が行き届かない事を想定し炊き出し支援、救護を行う。また、平常時は、住民に対する防災指導を行い地域防災力向上を担っている。 那覇市女性防火クラブの主な活動 ・那覇市/沖縄県総合防災訓練の参加 ・那覇市消防局出初式 ・沖縄県消防人のつどい ・地域自治会を対象にした初期消火、応急救護、防火防災講話		
補助の目的	那覇市女性防火クラブへの運営支援 地域社会に根付いた女性防火クラブの防火・防災啓発活動を通して、住民の自主防災の目的を達成するために必要な諸活動及び組織強化のため運営資金の支援を行う。		
期待される効果	・災害時⇒行政機能の喪失⇒地域支援の遅れが発生した場合⇒女性防火クラブ員による炊き出し、救護支援 ・平常時⇒自分達の地域は自分達で守るという住民相互の「共助」精神を啓発⇒地域防災力の向上、防災活動を通して、希薄になりつつある地域コミュニティの連帯意識が強化⇒災害以外に犯罪防止など住民パワーを活かした安心・安全な街づくりが期待される。		

積算根拠 (補助額の算定方法)	那覇市女性防火クラブ運営費助成要綱に基づき 【活動費】 17支部×40,000＝¥680,000 【会議費】 ¥25,000 【研修費】 ¥50,000 【備品費】 ¥39,000 【合計】 ¥794,000			
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	前年度収支決算書より 【補助金 ¥794,000】 会議費: ¥57,089 事業費: ¥29,516 活動費: ¥374,167 研修費: 233,015 備品費: ¥60,292 雑費: ¥38,939			
交付方法	☐ 補助金額確定後	☒ 事前に概算交付⇒精算	前年度返還(参考)	☐ 有 ☒ 無

以下は、那覇市から入手した資料である。

那覇市女性防火クラブの沿革

◎結成・設立について

昭和37年4月6日付け自消甲予発第33号「予防行政の運営方針について」及び同日付け自消丙予発第42号「予防行政の運営細目について」に基づき、昭和63年8月19日、8支部174人で結成されました。

※ 結成当時の名称は「那覇市婦人防火クラブ」。平成14年「那覇市女性防火クラブ」に名称変更。

◎目的

家庭における防火の分野で日頃から大きなウェイトを占める主婦等が、火災予防の知識を習得し、地域全体の防火意識の高揚を図り、万一の場合に備えて、互いに協力して活動できる体制を整え、安全な地域社会をつくることを目的として設立されました。

◎現在の女性防火クラブ(平成26年4月1日現在)

- ・17支部441人が在籍しています。
- ・平均年齢約65歳
- ・地域の婦人会及びJ A（農協）婦人部が中心。
- ・会員の募集については、支部ごとに各地域で行っています。

◎活動と役割について

具体的に、各家庭における防火対策の実践、初期消火訓練の実施、応急手当及び心肺蘇生法の習得、那覇市総合防災訓練等において災害時を想定した炊き出し訓練、住宅用防災機器の設置普及促進等を行い、自主防災の強化に努めている。

◎活動運営に対する補助

制服の支給：結成当時、財団法人日本消防協会の補助により、役員及び各支部長に制服

を支給。（現在も役員・各支部長が着用しています。）

補助金：那覇市から「那覇市女性防火クラブ育成補助」として、¥794,000の補助金がある。（各支部の活動経費、研修費、防火・防災啓発備品の購入等）

女性防火クラブと女性消防団の違い

◎女性防火クラブ

ボランティア団体で、家庭の主婦等を中心に組織された自主防災組織である。

自主防災組織とは、災害対策基本法第5条第2項に規定する地域住民による任意の防災組織をいう。本市においては、地域の婦人会、JA（農協）婦人部等が中心となって、現在17支部441名が在籍している。消防の外部団体として、地域防火防災の一翼を担い、地域防災力のアップに貢献している。すなわち、有事の際の地域での共助体制の構築と連携意識の高揚を図り、安全かつ災害に強い地域社会づくりを目指して活動している。

※ 昭和37年自消甲予発第33号「予防行政の運営方針について」第4「民間防火組織の育成について」

※ 昭和37年自消丙予発第42号「予防行政の運営細目について」第4・2「婦人防火クラブの育成」

◎女性消防団

消防組織法第9条、第15条に基づき条例により設置された非常勤公務員である。

職務については同法第15条の4に規定。「上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。」とある。

- ・階級を有する。
- ・定員、任免、報酬、服務が規定されている。
- ・公務災害補償条例、退職条例 等

2. 監査の指摘と意見

（1）那覇市女性防火クラブの運営について

当該補助金は、実質的には同防火クラブに対する運営費補助である。

【意見】

地域住民相互のいわゆる「共助」の精神を啓発することは、火災などの災害時における救護支援活動において大きな力となることは言うまでもない。那覇市女性防火クラブ

の果たす役割は高いと思われるが、現実的には、構成メンバーは、ボランティアであること、また、平均年齢も約 65 歳と高齢化が進んでおり、会の運営体制面で不安が残る。このような状況は、日本全国同様であると思われることから、他の自治体の事例も参考にしながら、今後の運営方法を検討する必要がある。また、同クラブの実際の活動状況は、市民にあまり知られていないと思われるので、積極的に活動内容等を広報する必要がある。

生涯学習部の補助金

那覇市育英会補助金

1. 補助金の概要

番号	3	所管部課	生涯学習部	生涯学習課
予算事業名	育英事業			
補助金名	那覇市育英会補助金			
補助金の性質別 分類	☐ 義務的な補助 ☒ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☐ 建設事業補助 ☐ その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名 等)	那覇市育英会補助金交付要綱			
補助開始年度	平成 17 年度			
交付先	公益財団法人 那覇市育英会			
交付先の分類	☐ 外郭団体 ☒ 各種団体 ☐ 市民(個人) ☐ その他()			
補助の対象となる 事業内容	公益財団法人 那覇市育英会は、沖縄県内に住所を有する者の子弟のうち、優秀な学生で経済的理由により修学困難なものに対し、学資の貸与等の事業を行うことにより、沖縄県の実教育、文化及び産業並びに国際社会に資するための有為な人材を育成することを目的とする団体である。 貸与対象者：引き続き 1 年以上沖縄県内に住所を有する者の子弟で、学校教育法に定める大学(大学院及び短期大学を含む)、高等専門学校(4 年及び 5 年在学に限る)及び専修学校(専門課程に限る)に在学しており、かつ学業・人物ともに優秀であり、学資の支払いが困難と認められる者。 貸与月額 県内学生：月額3万円 県外学生：月額5万円			
補助の目的	那覇市育英会への運営支援 那覇市育英会の貸与事業が実施できるように、運営に必要な人件費・活動費等の支援を行う。			
期待される効果	沖縄県内に住所を有する者の子弟のうち、優秀な学生で経済的理由により修学困難なものに対し、学資の支援を行うことで、優秀な人材の育成、活躍につながり、沖縄県の発展、産業振興等に貢献するものが期待される。			
積算根拠 (補助額の算定方法)	実績に基づく積算			

補助対象経費の内容 (具体的に記入)	雑費を除く管理費(人件費、費用弁償、旅費交通費、使用料及び賃借料、手数料、会議費、通信運搬費、備品費、印刷製本費、消耗品費)に充当 補助金等実績報告書 参照 ※提出書類(6)			
交付方法	□補助金額確定後	■事前に概算交付⇒ 精算	前年度返還(参考)	□有 ■無
参考データ (前年度実績)	収入総額	¥6,143,474	内部留保資金(積立金等)	¥4,341,656
	支出総額	¥6,755,307	今年度への繰越金	¥0
	前年度補助実績	¥5,646,000	(上記のうち)前々年度からの繰越金	¥4,155,780
本市以外からの補助金等			¥0	
			¥0	
備考	内部留保資金は貸借対照表のうち流動資産を記載。 固定資産(271,419,520 円)は貸与事業等、用途が特定されているため除外。 平成 25 年度は補助金額 5,646 千円に、銘苅庁舎跡の「なは市民活動支援センター」への引越費用を加えた額を予算計上していたが、同施設の完成が平成 26 年度にずれこんだため、引越費用 53 千円を補助から除いた。			

那覇市育英会経緯（那覇市資料）

- ・昭和 39 年度 那覇市奨学資金給付条例制定

月額 5 千円の給付を毎年 4 名に行う。物価の高騰等により、月額 5 千円では就学困難な大学生の就学支援に即していないのではとのことから、平成元年で給付事業は終了し、以降は貸与事業となる。

- ・平成 4 年 3 月 25 日 那覇市育英会設立

那覇市は出捐金として平成 4 年 3 月 31 日に 18,730 千円を出資。その後、毎年 4,000 千円～10,000 千円程を出捐金として出資し、平成 17 年 1 月 12 日までに総額 122,177 千円となる。

- ・平成 17 年 5 月 26 日 財団法人那覇市育英会設立

これまでの出捐金は財団法人那覇市育英会へ継承。以降、那覇市は出捐金ではなく、補助金として財団法人那覇市育英会に（運営）補助を行う。

- ・平成 20 年 6 月 9 日 特定公益増進法人に移行

公益法人制度改革に伴い、寄付金控除が認められる特定公益増進法人に移行。

- ・平成 23 年 11 月 1 日 公益財団法人那覇市育英会設立

補助対象団体等の役職員数一覧表

団体名	那覇市育英会								
	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	人数	(内、市職員0B)		人数	(内、市職員0B)		人数	(内、市職員0B)	
		有無	人数		有無	人数		有無	人数
役員	11	有	2	11	有	2	11	有	2
正規職員数	1	無	0	1	無	0	1	無	0
非正規職員数	1	無	0	1	無	0	1	無	0

平成 25 年度役員			
役職名	氏名	他団体との兼務	
		有無	役職名
理事長	翁長 雄志	有	那覇市長
常務理事	前原 信喜	無	
理事	呉屋 守將	有	代表取締役会長
理事	湧川 昌秀	有	代表取締役会長
理事	仲田 秀光	有	専務理事
理事	真栄田 篤彦	有	病院長
理事	仲里 学	有	常務取締役
理事	神村 洋子	有	那覇市青少年 健全育成市民 会議
理事	城間 幹子	有	那覇市教育長
監事	高良 繁	無	
監事	石川 正剛	有	税理士

寄付金・出資金・基金(積立金)・貸与金の推移

(資料)

単位:円

那覇市育英会	寄附金	出 資 金	積立金	積立金累計		貸与金	償還金	運営費
平成 4年度	4,404,794	18,730,000	20,263,794	20,263,794		2,280,000	0	212,548
平成 5年度	7,466,000	4,298,000	8,369,206	28,633,000		4,800,000	0	228,725
平成 6年度	5,942,899	7,854,000	6,070,000	34,703,000	繰出 7,560,000 積立13,630,000	7,560,000	0	294,000
平成 7年度	5,693,038	10,374,000	7,097,000	41,800,000	繰出10,080,000 積立17,177,000	10,080,000	72,000	267,818
平成 8年度	5,177,675	9,894,000	6,700,000	48,500,000	繰出9,600,000 積立16,300,000	9,600,000	1,186,000	146,440
平成 9年度	5,153,515	9,894,000	7,000,000	55,500,000	繰出 9,600,000 積立16,600,000	9,840,000	1,747,500	170,528
平成 10年度	5,044,000	6,894,000	4,500,000	60,000,000		9,510,000	2,038,000	142,857
平成 11年度	3,822,500	8,394,000	3,900,000	63,900,000		11,400,000	3,314,500	182,447
平成 12年度	3,820,000	9,269,000	5,320,000	69,220,000		9,720,000	2,733,600	244,947
平成 13年度	4,564,946	8,269,000	7,220,000	76,440,000		9,360,000	3,434,450	132,247
平成 14年度	5,046,455	8,269,000	5,000,000	81,440,000		11,190,000	4,682,200	1,526,884
平成 15年度	4,145,936	9,769,000	1,237,000	82,677,000	繰出3,763,000 積立5,000,000	15,900,000	6,213,450	2,089,815
平成 16年度	1,715,886	9,269,000	-3,568,000	79,109,000		19,800,000	5,926,415	2,759,425
計	61,997,644	121,177,000	79,109,000	※H17年度当初積立額 49,109,000円		131,040,000	31,348,115	8,398,681
(財)那覇市育英会	寄附金	補助金	貸付積立預金	貸付積立預金(累計)	基本財産	貸与金	償還金	運営費
平成 17年度	4,269,253	7,769,000	-6,022,000	43,087,000	30,000,000	21,360,000	8,909,240	4,122,861
平成 18年度	6,811,761	9,769,000	-4,730,000	38,357,000	30,000,000	22,560,000	7,202,880	4,867,465
平成 19年度	9,162,557	7,380,000	0	38,357,000	30,000,000	21,360,000	8,741,080	5,253,167
平成 20年度	9,339,064	6,273,000	0	38,357,000	30,000,000	22,670,000	12,084,280	6,160,392
平成 21年度	9,891,475	6,146,000	0	38,357,000	30,000,000	22,680,000	14,751,580	6,960,877
平成 22年度	8,859,207	5,646,000	0	38,357,000	30,000,000	25,800,000	15,395,580	6,917,155
平成 23年度	11,574,244	5,646,000	-3,357,000	35,000,000	30,000,000	26,810,000	14,800,080	7,391,515
平成 24年度	7,863,608	5,646,000	-5,000,000	30,000,000	30,000,000	30,510,000	15,300,565	7,008,752
平成 25年度	8,192,112	5,646,000	-5,000,000	25,000,000	30,000,000	28,320,000	17,728,080	6,755,307
計	75,963,281	59,921,000				353,110,000	146,261,480	63,836,172
寄附合計(H4~H25)	137,960,925	寄附・補助金合計(財団)	135,884,281					

公益財団法人那覇市育英会 償還金滞納状況(平成25年度)

償還滞納者一覧

	償還者	年間償還予定額	今年度償還額	差額	貸付金残高
1	C	150,000	55,000	95,000	190,000
2	D	144,000	0	144,000	363,000
3	E	150,000	60,000	90,000	202,500
4	F	150,000	240,000	-90,000	410,000
5	G	144,000	220,000	-76,000	496,000
6	H	156,000	36,000	120,000	592,000
7	I	150,000	140,000	10,000	887,500
8	J	240,000	0	240,000	1,060,000
9	K	240,000	70,000	170,000	430,000
10	A	144,000	0	144,000	1,381,000
11	B	144,000	0	144,000	999,000
	合計	1,812,000	821,000	991,000	7,011,000

※ 上記の滞納者(C、D、H、A、B)の本人、保護者及び保証人へ督促状送付。

償還金回収状況

	償還者	貸与総額	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計(H25現在)
1	C	1,200,000	0	150,000	0	0	0	0	20,000	30,000	75,000	0	90,000	142,500	137,500	90,000	90,000	70,000	60,000	55,000	1,010,000
2	D	720,000	-	0	144,000	144,000	0	0	0	24,000	24,000	0	0	10,000	10,000	0	0	1,000	0	0	357,000
3	E	1,200,000	-	-	0	25,000	0	62,500	150,000	112,500	87,500	50,000	62,500	87,500	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	997,500
4	F	2,400,000	-	-	-	0	0	0	230,000	20,000	20,000	60,000	120,000	200,000	240,000	200,000	240,000	200,000	220,000	240,000	1,990,000
5	G	1,080,000	-	-	-	-	0	0	36,000	0	36,000	12,000	0	0	30,000	50,000	20,000	0	180,000	220,000	584,000
6	H	1,800,000	-	-	-	-	0	0	156,000	156,000	156,000	143,000	169,000	156,000	156,000	65,000	0	0	15,000	36,000	1,208,000
7	I	1,200,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22,500	10,000	15,000	50,000	25,000	15,000	20,000	15,000	140,000	312,500
8	J	1,800,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	220,000	240,000	40,000	90,000	80,000	20,000	50,000	0	0	740,000
9	K	1,800,000	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	240,000	180,000	260,000	240,000	160,000	120,000	100,000	70,000	1,370,000
10	A	1,440,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	45,000	5,000	1,000	3,000	5,000	0	59,000
11	B	1,080,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66,000	5,000	10,000	0	81,000
	合計	15,720,000	0	150,000	144,000	169,000	0	62,500	592,000	342,500	398,500	507,500	931,500	831,000	1,078,500	815,000	672,000	529,000	665,000	821,000	8,709,000

応募者と貸与生の推移									
	応募者			新規採用			貸与生数（延べ人数）		
年度	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計
平成18年	24	28	52	7	8	15	21	25	46
平成19年	24	19	43	7	9	16	21	23	44
平成20年	26	20	46	8	8	16	22	25	47
平成21年	23	17	40	11	8	19	23	24	47
平成22年	13	14	27	9	8	17	30	25	55
平成23年	20	12	32	12	8	20	31	27	58
平成24年	12	23	35	6	13	19	26	36	62
平成25年	8	16	24	5	11	16	17	37	54
平成26年	17	19	36	10	9	19	18	33	51
平成4年度～ 平成26年度	313	376	689	136	144	280	347	427	774

貸 借 対 照 表
平成 2 6 年 3 月 3 1 日現在

(単位：円)

科目		当年度	前年度	増減
I	資産の部			
1	流動資産			
	現金預金	4,341,656	2,374,591	1,967,065
	流動資産合計	4,341,656	2,374,591	1,967,065
2	固定資産			
(1)	基本財産			
	預金	30,000,000	30,000,000	0
	基本財産合計	30,000,000	30,000,000	0
(2)	特定資産			
	貸付積立預金	25,000,000	30,000,000	△ 5,000,000
	篤志奨学基金	10,000,000	10,000,000	0
	貸付金	206,419,520	195,827,600	10,591,920
	特定資産合計	241,419,520	235,827,600	5,591,920
(3)	その他固定資産			
	固定資産合計	271,419,520	265,827,600	5,591,920
	資産合計	275,761,176	268,202,191	7,558,985
II	負債の部			
1	流動負債			
	預り金	2,800	24,094	△ 21,294
	流動負債合計	2,800	24,094	△ 21,294
2	固定負債			
	固定負債合計	0	0	0
	負債合計	2,800	24,094	△ 21,294
III	正味財産の部			
1	指定正味財産			
	指定補助金	2,500,000	2,500,000	0
	寄付金	75,963,281	67,771,169	8,192,112
	指定正味財産合計	78,463,281	70,271,169	8,192,112
	(うち基本財産への充当額)	(30,000,000)	(30,000,000)	0
	(うち特定資産への充当額)	(48,463,281)	(40,271,169)	△ 8,192,112
2	一般正味財産			
(2)	その他一般正味財産	197,295,095	197,906,928	△ 611,833
	一般正味財産	197,295,095	197,906,928	△ 611,833
	(うち特定資産への充当額)	(192,956,239)	(195,556,431)	(△ 2,600,192)
	正味財産合計	275,758,376	268,178,097	7,580,279
	負債及び正味財産合計	275,761,176	268,202,191	7,558,985

正味財産増減計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	102,000	88,741	13,259
基本財産受取利息	102,000	88,741	13,259
特定資産運用益	111,859	259,048	△ 147,189
特定資産受取利息	111,859	259,048	△ 147,189
事業収益	0	0	0
受取補助金等	5,646,000	5,646,000	0
那覇市育英会補助金	5,646,000	5,646,000	0
雑収益	283,615	371,159	△ 87,544
受取利息	783	1,016	△ 233
雑収益	282,832	370,143	△ 87,311
経常収益計	6,143,474	6,364,948	△ 221,474
(2) 経常費用			
事業費	5,774,388	5,906,265	△ 131,877
役員報酬	1,080,000	1,062,000	18,000
給料手当	2,656,368	2,767,784	△ 111,416
福利厚生費	318,140	296,163	21,977
旅費交通費	35,976	12,007	23,969
通信運搬費	149,646	195,289	△ 45,643
消耗品費	53,020	52,637	383
印刷製本費	175,160	144,075	31,085
賃借料	992,076	991,058	1,018
委託費	0	66,150	△ 66,150
手数料	311,002	316,102	△ 5,100
雑費	3,000	3,000	0
管理費	980,919	1,102,487	△ 121,568
役員報酬	120,000	118,000	2,000
給料手当	295,152	307,530	△ 12,378
福利厚生費	36,990	34,679	2,311
会議費	12,052	10,024	2,028
旅費交通費	3,998	1,334	2,664
通信運搬費	16,620	21,696	△ 5,076
消耗品費	5,889	5,702	187
印刷製本費	6,390	10,525	△ 4,135
賃借料	397,478	414,470	△ 16,992
費用弁償	57,000	87,000	△ 30,000
手数料	7,695	35,527	△ 27,832
備品費	11,655	34,650	△ 22,995
委託費	0	7,350	△ 7,350
雑費	10,000	14,000	△ 4,000
経常費用合計	6,755,307	7,008,752	△ 253,445
当期経常増減額	△ 611,833	△ 643,804	31,971

2 経常外増減の部			
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 611,833	△ 643,804	31,971
一般正味財産期首残高	197,906,928	198,550,732	△ 643,804
一般正味財産期末残高	197,295,095	197,906,928	△ 611,833
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取寄付金	8,192,112	7,863,608	328,504
当期指定正味財産増減額	8,192,112	7,863,608	328,504
指定正味財産期首残高	70,271,169	62,407,561	7,863,608
指定正味財産期末残高	78,463,281	70,271,169	8,192,112
III 正味財産期末残高			
正味財産期末残高	275,758,376	268,178,097	7,580,279

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の意義について

【意見】

本補助金は、沖縄県内在住の子弟のうち、優秀な学生で経済的理由により就学困難なものに対し、学資の貸与等の事業を行う那覇市育英会に対する運営補助であり、同団体の存在意義は極めて高く、補助金による支援を行う必要性も高いと認められる。昨今の極めて低金利の時代にあつては、基本財産の運用果実では、運営費が賄えないことから、市による運営補助はやむを得ないものとする。なお、従来は、那覇市在住の子弟が対象であったが、公益財団法人移行時に県内在住に資格要件の変更を行っているが、那覇市の育英会であり、市民の子弟が優先的に貸与を受けられることが望ましい。

(2) 貸与実績について

【意見】

過去の貸与実績をみると、応募者に対して貸与生が下回っている。予算の範囲内での貸与になり、また、他の県や国の制度との重複の申し込みもあると思われるが、経済的に困窮していて、優秀な学生のニーズに多く応えられるようさらに貸与実績を増やすことが求められる。

(3) 償還金滞納状況について

【意見】

償還金の滞納者については、滞納者別の滞納事由の分析や督促等管理がなされている。奨学金制度は、償還金が新たな貸与資金になることの理解も得ながら回収を進めて行く必要がある。

(4) 那覇市育英会の理事長が市長であることについて

【指摘】

従来、那覇市育英会の理事長は那覇市長がいわゆる充て職として就いている。これは、寄付を募集する際の効果等を考慮してとのことであった。そして、補助金の交付側と受領側の代表者が同一となるため、補助金の交付に係る手続きを理事長である市長が那覇市育英会の常務理事に委任する方法で行っている。法的にはこのような方法で「双方代理の禁止」（民法 108 条）に対処しているが、補助金の交付側と受領側が同一であることは、補助金交付の公平性等につき疑念を抱かせることになり問題である。また、那覇市育英会は公益認定を受け、公益社団法人であることも考慮しなければならない。市は、他の団体にも同様のケースがあるかどうか調査し、市長が財政援助団体の長に就任できるケースとできないケースについて、指針を定めるなどして明確にすべきである。

那覇市体育協会運営補助金

1. 補助金の概要

番号	1	所管部課	生涯学習部	市民スポーツ課
予算事業名	那覇市体育協会運営補助金			
補助金名	那覇市体育協会運営補助金			
補助金の性質別分類	☐ 義務的な補助 ☒ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☐ 建設事業補助 ☐ その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名等)	スポーツ基本法第 34 条 那覇市社会体育振興費補助金交付要綱			
補助開始年度	平成 15 年度(昭和 20 年代)			
交付先	NPO 法人那覇市体育協会			
交付先の分類	☐ 外郭団体 ☒ 各種団体 ☐ 市民(個人) ☐ その他()			
補助の対象となる 事業内容	那覇市体育協会は、那覇市民の健康・体づくりを推進し、スポーツ精神を培い、スポーツ・レクリエーション(以下「スポーツ等」という。)の普及・振興を図り、那覇市民の体育文化の発展のための実践団体として昭和21年に結成され、平成14年に NPO 法人化している。 加盟団体27団体、関係団体等と相互に連携を取りながら、市民協働でスポーツ等の普及・振興を目的とする諸事業活動を展開している団体である。 特に内部組織である那覇市スポーツ少年団は、市民協働の観点で、青少年のスポーツ等の普及・推進のため、なくてはならない存在となっている。 NPO 法人那覇市体育協会の主な活動内容 ・那覇市社会体育活動普及振興事業 (沖縄県民体育大会那覇市代表選手派遣、市民スポーツ大会開催、指導者養成講座等の開催、スポーツ少年団の育成等)			
補助の目的	NPO 法人那覇市体育協会への運営支援 社会体育関係団体が行う社会体育を振興するための運営費の一部を市が補助し、那覇市の社会体育の振興を図る。			
期待される効果	那覇市のスポーツ等の普及・振興を図ることが期待され、地域とスポーツ等の団体が連携した「市民協働」での取り組みが推進できる。			
積算根拠 (補助額の算定方法)	定額補助 4,571,000 円			
補助対象経費の内容	NPO 法人那覇市体育協会の那覇市社会体育活動事業費中、			

(具体的に記入)	市民スポーツ大会費 325,000 円			
	県民体育大会費 5,135,995 円			
	スポーツ少年団育成費 1,000,000 円			
	県体育協会加盟負担金	3,000,000 円	計	9,460,995 円
交付方法	☐ 補助金額確定後	☒ 事前に概算交付⇒精算	前年度返還(参考)	☐ 有 ☒ 無

NPO法人那覇市体育協会の概要（ホームページより）

■名称

NPO法人那覇市体育協会

■設立主旨

那覇市民の健康・体力づくりを推進し、スポーツマン精神を培い、スポーツ、レクリエーションの普及振興と那覇市の体育文化の発展に寄与する

■事業内容

各種市民スポーツ大会・スポーツ教室の開催

沖縄県民体育大会 那覇市選手団（400人）派遣事業

加盟スポーツ団体サポート事業

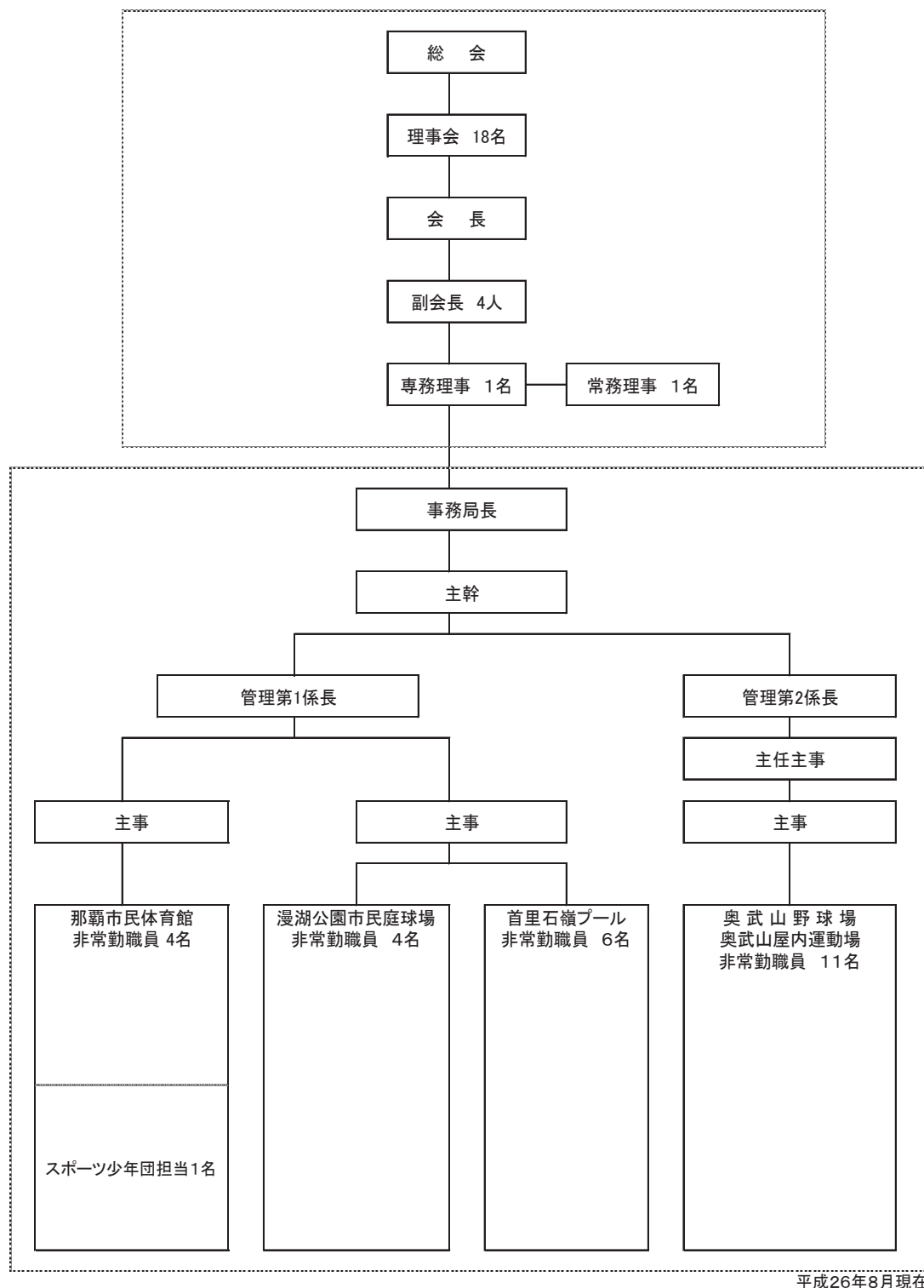
那覇市体育施設管理者事業

- ・那覇市民体育館
- ・漫湖公園市民庭球場
- ・那覇市首里石嶺プール

奥武山体育施設管理事業

- ・沖縄セルラースタジアム那覇
- ・沖縄セルラーパーク那覇

NPO法人那覇市体育協会組織図



平成26年8月現在

補助対象団体等の役職員数一覧表

団体名	N P O法人那覇市体育協会								
	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	人数	(内、市職員0B)		人数	(内、市職員0B)		人数	(内、市職員0B)	
		有無	人数		有無	人数		有無	人数
役員	17	有	2	19	有	2	19	有	2
正規職員数	6	無		6	無		7	無	
非正規職員数	21	無		21	無		21	無	

補助対象団体等の役員の氏名及び他団体との兼務状況一覧表

団体名	NPO法人那覇市体育協会										
平成23年度				平成24年度				平成25年度			
役職名	氏名	他団体との兼務		役職名	氏名	他団体との兼務		役職名	氏名	他団体との兼務	
		有無	役職名			有無	役職名			有無	役職名
会長	石川 秀雄	有	理事長	会長	石川 秀雄	有	理事長	会長	石川 秀雄	有	理事長
副会長	喜屋武 正雄	有	会長	副会長	喜屋武 正雄	有	会長	副会長	喜屋武 正雄	有	会長
〃	山内 志津男	有	理事長	〃	湧川 リエ子	有	事務局長	〃	湧川 リエ子	有	事務局長
〃	湧川 リエ子	有	事務局長	〃	平良 悟	有	副会長	〃	平良 悟	有	副会長
専務理事	宮里 盛淳	有	会長	専務理事	宮里 盛淳	有	会長	専務理事	宮里 盛淳	有	会長
常務理事	當間 一也	無		常務理事	當間 一也	無		常務理事	當間 一也	無	
理事	平良 悟	有	会長	理事	長堂 弘	有	理事長	理事	長堂 弘	有	理事長
理事	長堂 弘	有	理事長	理事	友寄 隆男	無		理事	友寄 隆男	無	
理事	友寄 隆男	無		理事	下地 誠	有	常任理事	理事	下地 誠	有	常任理事
理事	名嘉 信二	有	理事長	理事	山城 利公	有	理事長	理事	山城 利公	有	理事長
理事	山城 利公	有	理事長	理事	玻座真 尚	有	理事	理事	玻座真 尚	有	理事
理事	玻座真 尚	有	理事	理事	大城 朝徳	有	会長	理事	大城 朝徳	有	会長
理事	大城 朝徳	有	会長	理事	高良 朝彦	有	事務局長	理事	高良 朝彦	有	事務局長
理事	高良 朝彦	有	事務局長	理事	知念 稔	有	会長	理事	知念 稔	有	会長
監事	前田 朝律	無		理事	高良 順子	有	副会長	理事	高良 順子	有	副会長
監事	上原 武雄	無		理事	栗栖 香代子	有	会長	理事	栗栖 香代子	有	会長
監事	知念 稔	有	会長	監事	前田 朝律	無		監事	前田 朝律	無	
				監事	上原 武雄	無		監事	上原 武雄	無	
				監事	玉城 憲	有	監事	監事	玉城 憲	有	監事

収 支 決 算 書

特定非営利活動に係る事業会計+収益事業会計

平成25年4月1日から平成26年3月31まで（平成25年度）

（単位：円）

科目	決算額		合計額
	特定	収益	
I 収入の部			
1 補助金収入	4,971,000		4,971,000
1 地方公共団体補助金収入	4,571,000		4,571,000
2 助成金収入	400,000		400,000
2 事業収入		4,528,750	4,528,750
1 飲料水自動販売機収入		4,528,750	4,528,750
3 会費収入	54,000		54,000
1 正会員会費収入	54,000		54,000
5 寄付金収入	0		0
1 寄付金収入	0		0
6 雑収入	152	192,894	193,046
1 受取利息	152	234	386
2 雑収入		192,660	192,660
7 繰入金	3,620,000		3,620,000
収益事業からの繰入金	3,620,000		3,620,000
8 特定預金取崩収入	750,000		750,000
体協活動費積立取崩収入	750,000		750,000
当期収入合計 (A)	9,395,152	4,721,644	14,116,796
前期繰越収支差額	38,388	1,192,607	1,230,995
収入合計 (B)	9,433,540	5,914,251	15,347,791
II 支出の部			
1 事業費	5,710,779	112,000	5,822,779
1 市民スポーツ大会	250,000		250,000
2 県民体育大会費	4,416,177		4,416,177
3 スポーツ少年団育成費	1,000,000		1,000,000
4 表彰費	44,602		44,602
5 施設管理費		112,000	112,000
2 管理費	624,359	1,116,761	1,741,120
1 人件費	240,000		240,000
2 会議費	232,777		232,777
3 交際費	117,830		117,830
4 事務費	33,752		33,752
5 租税公課	0	1,116,761	1,116,761
3 負担金	3,000,000		3,000,000
1 県体育協会加盟負担金	3,000,000		3,000,000
4 繰入金		3,620,000	3,620,000
1 特定非営利活動への繰出金		3,620,000	3,620,000
6 予備費	0		0
1 予備費	0		0
当期支出合計 (C)	9,335,138	4,848,761	14,183,899
当期収支差額 (A) - (C)	60,014	△ 127,117	△ 67,103
次期繰越収支差額 (B) - (C)	98,402	1,065,490	1,163,892

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の必要性及び成果について

【意見】

本補助金は、那覇市体育協会の本来の事業ともいえるべき那覇市社会体育普及振興事業実施に必要な費用として補助されている。本補助金は、各種市民スポーツ大会、県民体育大会、那覇市スポーツ少年団育成費に活用されており、補助金の目的に沿った必要性及び成果が認められる。

(2) 県体育協会加盟負担金支出について

【意見】

上記に掲げている平成25年度「収支決算書」を見ると、平成25年度の県体育協会加盟負担金が300万円と多額であることから、その理由を市に確認したところ、那覇市体育協会の財源不足から過去の負担金の未納額があり、不足分も含めて納付したためということであった。補助金交付先団体が、その上部団体等に資金の一部を負担金等名目で再交付する仕組みがここでも見られる。実質的には、市補助金額の算定時においてもこのような負担金の影響も考慮せざるを得ないが、その負担金の使い道や負担金交付先団体の運営状況等も考慮せず毎期負担金を支出し続けなければならない現状は問題である。負担金は1世帯あたり20円で算定されているが、那覇市は世帯数も多いことから毎年の負担金は多額になる。負担金の額の適正化や納付方法については、県体育協会の規定の見直しも関係する大きな問題であるが、このような多額の負担金を那覇市体育協会に負わせるのではなく、市が直接負担するなどの見直しが必要である。そのことにより、市は負担金の使徒や負担金の見直しにも直接的に関与できる。

(3) 飲料水自動販売機収入について

【意見】

上記に掲げている平成25年度「収支決算書」を見ると、本補助金の目的となっている事業費は、県民体育大会費、スポーツ少年団育成費他事業費及び事務局運営費並びに県体育協会加盟負担金として支出されているが、市補助金のみでは、収入が不足することから、収益事業である飲料水自動販売機収入が充当されている。このように、那覇市体育協会の収益事業である飲料水自動販売機収入は、財源に乏しい同協会にとって、重

要な収入となっている。ところで、那覇市の教育財産等に自動販売機を設置し、自動販売機の販売手数料を収入として設置団体が収受することについては、「市有施設における自動販売機設置事業者の選定に係る基本方針」（平成 23 年 12 月 6 日 市長決裁）及び同基本方針を受けた「教育財産における自動販売機設置に係る事務処理要領」（生涯学習部長決裁 平成年 24 年 4 月 1 日施行）第 2 条第 2 項第 3 号により、次の通り定められている。

第 2 条 教育財産等に設置する自動販売機については、市有施設における自動販売機設置事業者の選択に係る基本方針(平成 23 年 12 月 6 日市長決裁。以下「基本方針」という。)に基づき、自動販売機を設置する法人又は個人の事業者(以下「設置事業者」という。)を公募により選定し、行政財産の貸付けにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、当分の間、行政財産の目的外使用の許可によることができるものとする。

(1) 那覇市母子寡婦福祉会、那覇市身体障害者福祉協会等の福祉関係団体が、従前から設置しているもの

(2) 那覇市青少年健全育成市民会議等の青少年育成団体が、従前から設置しているもの

(3) 特定非営利活動法人那覇市体育協会等の体育・スポーツ振興に係る団体が、従前から設置しているもの

(4) 公の施設の管理を指定管理者に行わせている場合で、自販機設置に係る収入を、その指定管理に係る委託料の積算において算入しているもの

(5) その他教育長が特に必要と認めるもの

上記事務処理要領に基づき、那覇市体育協会が、市有施設の自販機設置事業者として認められているが、自販機設置事業者選定は、上記基本方針にあるように公募が原則であり、また、「当分の間」認められているに過ぎないので、今後は、自販機収入に頼らない運営を目指す必要がある。

児童のスポーツ県外派遣補助金

1. 補助金の概要

番号	2	所管部課	生涯学習部	市民スポーツ課
予算事業名	児童のスポーツ県外派遣補助金事業			
補助金名	児童のスポーツ県外派遣補助金			
補助金の性質別分類	☐ 義務的な補助 ☐ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☐ 建設事業補助 ☒ その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名等)	那覇市社会体育振興費補助金交付要綱			
補助開始年度	平成 8 年度			
交付先	那覇市の児童(特に教育委員会が認める生徒を含む)及びそれを引率する指導者			
交付先の分類	☐ 外郭団体 ☒ 各種団体 ☒ 市民(個人) ☐ その他()			
補助の対象となる 事業内容	①沖縄県スポーツ少年団もしくは(財)沖縄県体育協会に加盟する競技団体が主催又は 主管する大会で、優秀な成績を収めたもの。 ②(財)沖縄県体育協会に加盟する競技団体又は那覇市スポーツ少年団が推薦するも の。 ③市長が特に必要と認めるもの。 ただし、1 会計年度 1 団体(又は個人)につき 1 回を限度とする。			
補助の目的	市・県を代表する児童及びチームが県外の大会に出場する際、その費用の一部を補助し、本市スポーツの競技力の向上及び市民スポーツの普及発展を図ることを目的としている。			
期待される効果	多くの児童が県外大会に出場し、競技の技術を磨くことで、本市のスポーツの競技力向上に資する。また県外児童生徒との交流により見聞を広め、将来の本市の振興に資する人材を育成する。			
積算根拠 (補助額の算定方法)	航空運賃 : 各種割引等の実費額の 1/2 宿泊料 : 1 泊上限 5,000 円の 2 泊分			
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	県外大会出場にかかる経費(航空運賃、宿泊料)			
交付方法	☒ 補助金額確定後	☐ 事前に概算交付⇒精算	前年度返還(参考)	☐ 有 ☒ 無

派遣実績（まとめ）

（金額単位：円）

年 度	件 数	人数		実績			確定額	交付金対 象 経費	航空 運賃 補助額	交付金充 当額（8 割）
		児 童	指 導 者	航空 運賃	宿泊費	合計				
H23	36	203	27			9,145,970	2,743,790			
H24	53	264	28	8,659,035	2,701,420	11,360,455	7,030,938	2,424,140	1,212,070	969,656
H25	75	373	49	12,978,020	3,944,880	16,922,900	10,433,890	12,236,320	6,118,160	4,894,528

以下は、市から入手した平成 23 年度から 25 年度の航空運賃補助対象額の積算方法である。

小人はピーク期の
普通片道運賃

H23年度航空運賃積算について

■交付対象の運賃(片道)

目的地	片道料金 小人	片道料金 大人
東京	¥21,535	¥43,070
名古屋	¥20,500	¥41,000
大阪	¥18,200	¥36,400
福岡	¥14,800	¥29,600
宮崎	¥14,800	¥29,600
熊本	¥14,600	¥29,200
長崎	¥14,900	¥29,800
鹿児島	¥13,800	¥27,600

航空運賃は■交付対象運賃の(片道)を上限とする

先得、旅割

	JAL	ANA
	¥29,170	¥29,170
	¥27,200	¥27,200
	¥21,000	¥21,000
	¥20,000	¥20,000
	なし	¥21,100
	なし	¥20,100
	なし	¥22,000
	なし	¥21,100

掛け率 67%

多客期(8/5)の各社割引制度から算出

割引率一覧表参照

	先得(JAL)	旅割(ANA)
東京行き	67.7%	67.7%
名古屋(中部)	66.3%	66.3%
大阪行き	57.7%	57.7%
福岡行き	67.6%	67.6%
熊本行き	—	65.0%
宮崎行き	—	71.3%
長崎行き	—	73.8%
鹿児島	—	76.4%

補助上限額

目的地	小人	大人
東京	¥43,070	¥57,714
名古屋	¥41,000	¥54,940
大阪	¥36,400	¥48,776
福岡	¥29,600	¥39,664
宮崎	¥29,600	¥39,664
熊本	¥29,200	¥48,776
長崎	¥29,800	¥39,932
鹿児島	¥27,600	¥36,984

航空運賃の積算について(2011/6/14)

・派遣大会の多くは、ゴールデンウィークや夏休みといった多客期に行われるため、航空運賃の基準日を8/5(金)としている。

・大人料金は、実際には割引制度を利用し航空券を購入するので普通運賃(片道)の67%で積算している。(割引率一覧表参照)

・小人料金は、割引制度が存在しないため多客期の普通運賃(片道)の半額で積算して小人料金摘要は12歳未満

小人はピーク期の
普通片道運賃

H24年度航空運賃積算について

■交付対象の運賃(片道)

目的地	片道料金 小人	片道料金 大人
東京	¥21,530	¥43,070
名古屋	¥20,550	¥41,100
大阪	¥18,200	¥36,400
福岡	¥14,800	¥29,600
宮崎	¥14,800	¥29,600
熊本	¥14,600	¥29,200
長崎	¥14,900	¥29,800
鹿児島	¥13,800	¥27,600

航空運賃は■交付対象運賃の(片道)を上限とする

先得、旅割

	JAL	ANA
	¥29,570	¥29,570
	¥27,050	¥27,200
	¥21,000	¥21,000
	¥20,000	¥20,000
	なし	¥20,100
	なし	¥20,100
	なし	¥20,100
	なし	¥20,900

掛け率 66%

多客期(8/3)の各社割引制度から算出

割引率一覧表参照

	先得(JAL)	旅割(ANA)
東京行き	68.7%	68.7%
名古屋(中部)	65.8%	66.2%
大阪行き	57.7%	57.7%
福岡行き	67.6%	67.6%
熊本行き	—	65.0%
宮崎行き	—	67.9%
長崎行き	—	67.4%
鹿児島	—	75.7%

補助上限額(往復)

目的地	小人	大人
東京	¥43,060	¥56,900
名古屋	¥41,100	¥54,300
大阪	¥36,400	¥48,000
福岡	¥29,600	¥39,100
宮崎	¥29,600	¥39,100
熊本	¥29,200	¥38,500
長崎	¥29,800	¥39,300
鹿児島	¥27,600	¥36,400

航空運賃の積算について(2012/5/30)

・派遣大会の多くは、ゴールデンウィークや夏休みといった多客期に行われるため、航空運賃の基準日を8/3(金)としている。

・大人料金は、実際には割引制度を利用し航空券を購入するので普通運賃(片道)の66%で積算している。(割引率一覧表参照)

H25年度航空運賃積算について(ANA料金表参考)

■ 交付対象の運賃(片道)				補助対象経費目安(往復)		
目的地	片道料金 小人	片道料金 大人	旅割	目的地	小人	大人
東京	¥20,480	¥40,970	¥20,470	東京	¥40,960	¥40,940
名古屋	¥19,450	¥38,900	¥19,200	名古屋	¥38,900	¥38,400
大阪	¥17,100	¥34,200	¥16,900	大阪	¥34,200	¥33,800
福岡	¥13,750	¥27,500	¥14,000	福岡	¥27,500	¥28,000
宮崎	¥14,150	¥28,300	¥15,100	宮崎	¥28,300	¥30,200
熊本	¥13,500	¥27,000	¥13,100	熊本	¥27,000	¥26,200
長崎	¥14,200	¥28,400	¥15,100	長崎	¥28,400	¥30,200
鹿児島	¥13,150	¥27,600	¥14,500	鹿児島	¥26,300	¥29,000

小人料金摘要は12歳未満

小人はピーク期の普通片道運賃

航空運賃の精算について(2013/4/1)

・派遣大会の多くは、ゴールデンウィークや夏休みといった多客期に行われるため、航空運賃の基準日を4/27(土)としている。

・大人運賃について、各種割引利用していない金額で申請があった場合は上の旅割運賃を参考にして交付決定する。

※6/4調べ 7/19(金)運賃

■ 交付対象の運賃(片道)				補助対象経費上限額目安(往復)		
目的地	片道料金 小人	片道料金 大人	旅割28	目的地	小人	大人
東京	¥21,530	¥43,070	¥21,370	東京	¥43,060	¥42,740
名古屋	¥20,550	¥41,100	¥22,500	名古屋	¥41,100	¥45,000
大阪	¥18,200	¥36,400	¥18,800	大阪	¥36,400	¥37,600
福岡	¥14,800	¥29,600	¥16,000	福岡	¥29,600	¥32,000
宮崎	¥14,800	¥29,600	¥16,900	宮崎	¥29,600	¥33,800
熊本	¥14,600	¥29,200	¥16,900	熊本	¥29,200	¥33,800
長崎	¥14,900	¥29,800	¥16,900	長崎	¥29,800	¥33,800
鹿児島	¥13,800	¥27,600	¥18,000	鹿児島	¥27,600	¥36,000

小人はピーク期の普通片道運賃

平成 23～24 年度と平成 25 年度の航空運賃積算方法に多少違いがあるが、これは、「平成 25 年度の航空運賃補助額は、沖縄振興特別推進市町村交付金による予算増額があったことから、割引された航空運賃の 1/2 補助で設定しているが、平成 23 年度及び平成 24 年度は、限られた予算を公平に分配するため、掛け率を積算し、航空運賃に掛け率を乗じて補助額の上限を設け、その範囲内で補助金を交付していた。」とのことであった。

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の対象団体等について

【意見】

当該補助金の対象団体等については、①沖縄県スポーツ少年団もしくは（財）沖縄県体育協会に加盟する競技団体が主催又は主管する大会で、優秀な成績を収めたもの、②（財）沖縄県体育協会に加盟する競技団体又は那覇市スポーツ少年団が推薦するもの、③市長が特に必要と認めるものとされている。ただし、1 会計年度 1 団体（又は個人）につき 1 回を限度としている。また、補助額は予算の範囲内であるため、すべての大会派遣について補助がなされるわけではない。スポーツ競技団体等によっては常連団体等もあり、同じ団体等が毎年補助を受けるケースもある。公平性の観点から、できるだけ多くの団体等が補助を受けられるよう、特別枠を設けるなどさらに工夫することも必要である。

学校教育部の補助金、負担金

児童・生徒の県外派遣に関する補助金

1. 補助金の概要

番号	3	所管部課	学校教育部	学校教育課
予算事業名	児童・生徒の県外派遣旅費補助金(大会派遣)			
補助金名	児童・生徒の県外派遣に関する補助金			
補助金の性質別分類	☐ 義務的な補助 ☐ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☐ 建設事業補助 ☒ その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名等)	児童・生徒の県外派遣に関する補助金交付要綱			
補助開始年度	(不明)			
交付先	県外派遣対象である市内小中学校児童・生徒及び引率者(所属学校長を代理人とする)			
交付先の分類	☐ 外郭団体 ☐ 各種団体 ☒ 市民(個人) ☐ その他()			
補助の対象となる 事業内容	市内小中学校の部活動において、児童生徒が運動競技、文化的活動(吹奏楽等)の九州大会、全国大会に県代表として派遣される場合、1人当たり、 ・航空賃:実費の半額 ・宿泊費:1泊 5,000 円を限度として2泊までを補助する。 ※派遣回数・派遣人数・選抜要件等に制限あり ※教職員の引率がない場合、又は児童生徒が男女混成の場合、引率者1名に対し補助金を交付する。			
補助の目的	沖縄は島嶼県であり、本土開催の諸大会への参加に空路を利用する必要があることから、県外派遣費用の負担が大きく、児童生徒の積極的な参加を促すために費用の一部を助成する必要がある。			
期待される効果	費用負担を減らし、島嶼県であるが故のハンディキャップをカバーすることにより、県外への派遣の機会を増やし、本市・本県の運動競技及び文化的活動をレベルアップすることで、次代を担う児童生徒の可能性を引き出し、教育の振興が図られる。			
積算根拠 (補助額の算定方法)	過去の実績(見込み)から H27 年度1人当たり航空賃(推計):36,900 円 派遣人数(引率含む):527 人 補助額:(36,900 円/2+10,000 円)×527 人≒15,000,000 円			
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	県外派遣に要する航空賃及び宿泊費 計 15,000,000 円			

交付方法	■補助金額確定 後	■事前に概算交付⇒清算	前年度返還(参考)	□有 ■無
------	--------------	-------------	-----------	-------

児童・生徒の県外派遣に関する補助金交付要綱（一部抜粋）

（平成 8 年 12 月 1 日教育長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、那覇市補助金交付規則（昭和 52 年 6 月 1 日規則第 34 号）第 3 条の規定に基づき、那覇市立小中学校の児童生徒が沖縄県を代表して、学校教育活動の一環としての運動競技及び文化的活動に参加するため、県外に派遣される場合における補助金の交付に関し、必要な事項を定める。

（補助の対象）

第 2 条 派遣が、次の各号の一に該当する場合に、必要な経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付する。

(1) 運動競技は、全国都道府県体育・保健・給食主管課長協議会通知（平成 13 年 3 月 30 日 1 2 体課協第 13 号）の「児童生徒の運動競技に関する基準」によること。

この場合において、同通知の「学校体育団体」とは、「沖縄県中学校体育連盟」とし、運動競技については、当該団体が主催する県大会（共催大会除く）の成績により推薦されるもの、及び市長が適当と認めるものとする。

(2) 文化的活動については、次表 1 のとおりとする。表 1 によりがたい場合で市長が適当と認めるものについてはこの限りではない。

表 1

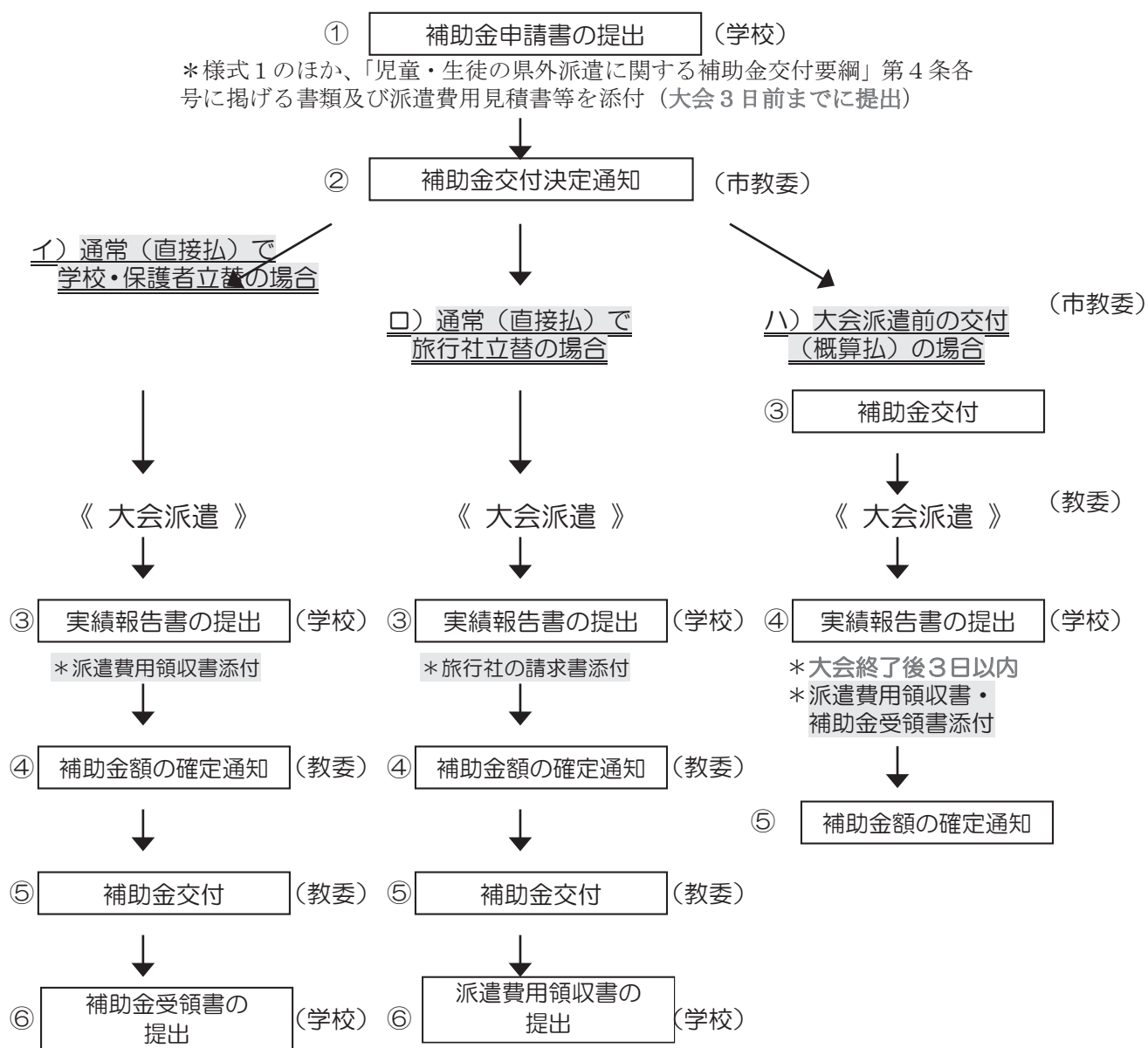
大会(コンクール) 部門名	九 州 大 会	全 国 大 会
合唱部門	○ 1 大会県代表が 3 校までの場合は 1 校 50 名まで派遣補助する。	同 左
吹奏楽部門 (マーチング、 リコーダー 等含む)	※代表校 1 校の場合 50 名まで ○ 1 大会 4 校以上が県代表になった場合は、 1 校 50 名までを限度として、150 名の範囲 内で比例配分し派遣補助する。	同 左

(3) 前 2 号の場合において、教職員の引率がない場合又は児童生徒が男女混成の場合は、教職員を除く引率者 1 名に対し補助金を交付する。

児童・生徒の県外派遣に関する補助金申請・執行の手続きの流れ

補助金申請から交付までの一般的な手続きは、以下の①②を経て、イ)「通常（直接払）学校・保護者立替」または、ロ)「通常（直接払）旅行社立替」のとおりだが、大会派遣前に補助金の交付を受けなければ大会派遣が困難な場合は、大会派遣前に補助金の概算払いを受けることができる。その場合は、ハ)「大会派遣前の交付（概算払）」のとおりとする。

《補助金申請・執行のフローチャート》



H25年度 小中学校大会派遣費補助金実績一覧

No.	学校 No.	学校名	大会名	補助額	派遣人員		大会開催地	開催期日	派遣期間
					児童 生徒	引率 補助			
1	44	石田中	第3回九州中学校テニス競技大会	21,250	1		熊本市	8/4 ~ 8/6	8/3 ~ 8/7
2	44	石田中	第43回九州中学校剣道競技大会	227,500	7		鹿児島市	8/6 ~ 8/8	8/5 ~ 8/9
3	53	鏡原中	第35回九州中学校陸上競技大会	65,000	2		福岡市	8/8 ~ 8/9	8/6 ~ 8/10
4	53	鏡原中	第3回九州中学校テニス競技大会	65,000	2		熊本市	8/4 ~ 8/6	8/3 ~ 8/7
5	46	上山中	第43回九州中学校剣道競技大会	227,500	7		鹿児島市	8/6 ~ 8/8	8/5 ~ 8/9
6	50	小祿中	第43回男子・第24回女子九州中学校柔道競技大会	32,500	1		熊本県山鹿市	8/4 ~ 8/6	8/3 ~ 8/7
7	50	小祿中	第3回九州中学校テニス競技大会	325,000	10		熊本市	8/4 ~ 8/6	8/3 ~ 8/7
8	50	小祿中	第41回九州中学校水泳競技大会	32,500	1		宮崎市	8/9 ~ 8/11	8/8 ~ 8/12
9	45	那覇中	第35回九州中学校陸上競技大会	195,000	6		福岡市	8/8 ~ 8/9	8/6 ~ 8/10
10	45	那覇中	第40回全日本中学校陸上競技選手権大会	292,500	6		名古屋市	8/20 ~ 8/22	8/18 ~ 8/22
11	45	那覇中	第3回九州中学校テニス競技大会	32,500	1		熊本市	8/6 ~	8/3 ~ 8/7
12	51	松島中	第41回九州中学校水泳競技大会	32,500	1		宮崎市	8/9 ~ 8/11	8/8 ~ 8/12
13	52	城北中	第35回九州中学校陸上競技大会	32,500	1		福岡市	8/8 ~ 8/9	8/6 ~ 8/10
14	52	城北中	第41回九州中学校水泳競技大会	32,500	1		宮崎市	8/8 ~ 8/11	8/8 ~ 8/12
15	42	首里中	第35回九州中学校陸上競技大会	32,500	1		福岡市	8/8 ~ 8/9	8/6 ~ 8/10
16	42	首里中	第58回九州吹奏楽コンクール	1,504,500	50	1	福岡市	8/17 ~	8/14 ~ 8/18
17	42	首里中	第41回九州中学校相撲競技大会	32,500	1		福岡県糟屋郡	8/9 ~	8/7 ~ 8/10
18	42	首里中	第43回全国中学校相撲選手権大会	37,500	1		岐阜県羽島郡	8/17 ~	8/15 ~ 8/19
19	57	石嶺中	第44回九州中学校サッカー競技大会	573,750	18		鹿児島県南さつま市	8/7 ~ 8/9	8/6 ~ 8/10
20	57	石嶺中	第41回九州中学校水泳競技大会	32,500	1		宮崎県宮崎市	8/9 ~ 8/11	8/8 ~ 8/12
21	50	小祿中	第68回九州合唱コンクール	759,000	30		鹿児島市	9/13 ~ 9/15	9/12 ~ 9/15
22	55	仲井真中	第35回九州中学校陸上競技大会	195,000	6		福岡市	8/8 ~ 8/9	8/6 ~ 8/10
23	55	仲井真中	第43回九州中学校バスケットボール競技大会	520,000	16		宮崎市	8/9 ~ 8/10	8/7 ~ 8/11
24	55	仲井真中	第13回全国中学校総合文化祭	31,500	1		山口市	8/19 ~ 8/20	8/18 ~ 8/20
25	51	松島中	第35回九州中学校陸上競技大会	32,500	1		福岡市	8/8 ~ 8/9	8/6 ~ 8/10
26	56	金城中	第42回九州中学校バドミントン競技大会	32,500	1		熊本県八代市	8/8 ~ 8/10	8/7 ~ 8/11
27	56	金城中	第41回九州中学校水泳競技大会	32,500	1		宮崎市	8/9 ~ 8/11	8/8 ~ 8/12
28	41	安岡中	第21回全国中学生空手道選手権大会	192,500	5		長野市	8/16 ~ 8/18	8/16 ~ 8/19
29	57	石嶺中	第44回全国中学校サッカー大会	709,200	18		岐阜県大垣市	8/19 ~ 8/24	8/17 ~ 8/24
30	46	上山中	第43回全国中学校剣道大会	36,245	1		静岡県浜松市	8/17 ~ 8/19	8/16 ~ 8/19
31	26	古蔵小	第80回NHK全国学校音楽コンクール九州ブロックコンクール	868,000	35		福岡市	8/28 ~	8/26 ~ 8/28
32	44	石田中	第68回九州合唱コンクール	443,200	16		鹿児島市	9/13 ~ 9/15	9/12 ~ 9/15
33	42	首里中	第68回九州合唱コンクール	304,700	11		鹿児島市	9/13 ~ 9/15	9/13 ~ 9/15
34	56	金城中	第68回九州合唱コンクール	930,000	40		鹿児島市	9/13 ~ 9/15	9/13 ~ 9/14
35	29	石嶺小	第68回九州合唱コンクール	525,000	28		鹿児島市	9/21 ~	9/20 ~ 9/21
36	4	城西小	第68回九州合唱コンクール	468,750	25		鹿児島市	9/21 ~	9/19 ~ 9/21
37	56	金城中	JOCジュニアオリンピックカップ第32回全日本ジュニアバドミントン選手権大会	31,500	1		石川県金沢市	9/13 ~ 9/16	9/12 ~ 9/16
38	51	松島中	第44回ジュニアオリンピック陸上競技大会	61,440	1	1	横浜市	10/25 ~ 10/27	10/25 ~ 10/27
39	45	那覇中	第44回ジュニアオリンピック陸上競技大会	26,120	1		横浜市	10/25 ~ 10/27	10/23 ~ 10/27
40	41	安岡中	第19回「MIYAZAKI CUP」九州中学生サッカー大会	582,000	24		宮崎市	11/23 ~ 11/24	11/22 ~ 11/25
41	57	石嶺中	第25回九州ユース(U-15)サッカー選手権大会	678,500	23		福岡市	11/9 ~ 11/10	11/8 ~ 11/10
42	46	上山中	第41回バトントワーリング全国大会	467,500	17		千葉県千葉市	12/7 ~ 12/7	12/6 ~ 12/8
43	45	那覇中	はまなす杯第8回全国中学生空手道選抜大会	71,300	1	1	北海道北広島市	3/28 ~ 3/30	3/27 ~ 3/30
44	1	安謝小	第39回九州アンサンブルコンテスト	267,400	10	1	福岡県飯塚市	2/8 ~ 2/9	2/6 ~ 2/9
45	49	古蔵小	はまなす杯第8回全国中学生空手道選抜大会	35,650	1	1	北海道北広島市	3/28 ~ 3/30	3/27 ~ 3/30
46	46	上山中	神埼市長旗第25回全国選抜中学生剣道大会	396,000	16		佐賀県神埼市	3/26 ~ 3/29	3/26 ~ 3/29
47	51	松島中	第26回九州中学生選抜ハンドボール大会	394,500	15		熊本県山鹿市	3/21 ~ 3/23	3/21 ~ 3/24
48	41	安岡中	第27回九州中学校(U-14)サッカー大会	475,000	19		宮崎県宮崎市	3/26 ~ 3/28	3/26 ~ 3/28
49	50	小祿中	第7回声楽アンサンブルコンテスト全国大会2014	492,000	16		福島県福島市	3/20 ~ 3/23	3/19 ~ 3/22
50	42	首里中	第31回九州中学校バレーボール選抜優勝大会	323,700	13		長崎県島原市	3/27 ~ 3/29	3/26 ~ 3/29
51	45	那覇中	第39回全日本バトントワーリング選手権大会	56,000	1	1	名古屋市	3/21 ~ 3/23	3/20 ~ 3/24
52	36	銘苅小	第39回全日本バトントワーリング選手権大会	53,000	2		名古屋市	3/21 ~ 3/23	3/20 ~ 3/23
53	37	天久小	第39回全日本バトントワーリング選手権大会	53,000	2		名古屋市	3/21 ~ 3/23	3/20 ~ 3/23
54	51	松島中	第39回全日本バトントワーリング選手権大会	79,500	3		名古屋市	3/21 ~ 3/23	3/20 ~ 3/23
55	33	小祿南小	第39回全日本バトントワーリング選手権大会	27,075	1		名古屋市	3/21 ~ 3/23	3/20 ~ 3/24
			合 計	14,478,780	521	6			

2. 監査の指摘と意見
(1) 補助金の対象団体等について

【意見】

当該補助金の対象団体等については、九州大会、全国大会派遣団体等とされているが、予算の範囲内であるため、すべての大会派遣について補助されるわけではない。また、競技団体によっては常連校もあり、同じ学校が毎年補助を受けるケースもある。市では、平成 23 年度に補助回数を 1 団体につき年度内 1 回に限定するなどの要綱の見直しを行ってきているが、できるだけ多くの団体が補助を受けられるように特別枠を設けるなど、さらに工夫することもある必要ではないかと考える。なお、平成 24 年度からは、一括交付金を活用して、航空券の 1/2 の 8 割を負担できるように要綱を改正している。

共済会負担金小中学校

1. 補助金の概要

番号	4	所管部課	学校教育部	学校教育課
予算事業名	団体負担金			
補助金名	共済負担金小学校			
補助金の性質別分類	☐ 義務的な補助 ☐ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☐ 建設事業補助 ☒ その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名等)	独立行政法人日本スポーツ振興センター法			
補助開始年度	不明			
交付先	独立行政法人日本スポーツ振興センター			
交付先の分類	☐ 外郭団体 ☐ 各種団体 ☐ 市民(個人) ☒ その他(独立行政法人)			
補助の対象となる 事業内容	独立行政法人日本スポーツ振興センターは、文部科学省に關係する独立行政法人であり、その前身は、日本体育・学校健康センターである。 設立の目的は、「スポーツの振興と児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、国民の心身の健全な発達に寄与すること」である。			

	そのうち、「学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付」に係る事業を国、学校設置者、保護者の三者で互助している。 学校の管理下で生じた傷病等について、医療機関に 500 点以上の請求を受けた場合に、災害共済給付金として給付している。		
補助の目的	共済負担金として、那覇市立学校の児童生徒分、1 人あたり 270 円を負担している。		
期待される効果	児童生徒等に生じた傷病等について、保護者の負担軽減を図ることができる。		
積算根拠 (補助額の算定方法)	別添内訳書のとおり。		
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	負担金: ¥9, 483, 860 (児童生徒等の共済掛金負担金)		
交付方法	☒ 補助金額確定後	☐ 事前に概算交付⇒精算	前年度返還(参考) ☐ 有 ☒ 無

○独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則

平成 22 年 3 月 15 日

教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成 14 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 17 条第 4 項に基づき、那覇市立学校の園児、児童又は生徒の保護者(法第 15 条第 1 項第 6 号に規定する保護者をいう。以下「保護者」という。)から徴収する共済掛金について、必要な事項を定めるものとする。

(共済掛金の額)

第 2 条 教育委員会が保護者から徴収する共済掛金の額は、次のとおりとする。

- (1) 幼稚園の園児 1 人につき年額 120 円
- (2) 小学校、中学校の児童、生徒 1 人につき年額 270 円

(共済掛金の免除)

第 3 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については共済掛金を免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者
- (2) 前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者

(共済掛金の納入)

第 4 条 共済掛金は、毎年度、校長又は園長が保護者から徴収し、教育委員会が指定する日までに市に納入しなければならない。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

共済負担金額及び共済給付額との差額の過去5年推移

単位：円

	H21	H22	H23	H24	H25
小学校	9,809,391	9,733,280	9,721,110	9,583,665	9,483,860
中学校	4,525,379	4,442,475	4,451,960	4,359,595	4,370,895
合計（A）	14,334,770	14,175,755	14,173,070	13,943,260	13,854,755

災害共済給付額（B）	14,072,007	15,592,924	22,139,335	16,158,217	17,341,474
差額（B-A）	-262,763	1,417,169	7,966,265	2,214,957	3,486,719

2. 監査の指摘と意見

（1）共済会負担金制度の周知について

【意見】

共済掛け金の保護者負担分については、生徒1人につき年額270円と少額であるため、制度の内容そのものについては、保護者は関心が無い場合も多いと考えられる。しかしながら、万が一、事故が発生した場合に、共済からの給付対象とならないケースとされ、治療費等で多額の自己負担が生じることもあり得るので、掛け金徴収時においては、制度の内容について保護者等へ周知徹底すべきである。また、掛け金については、独立行政法人日本スポーツ振興センターに対してさらなる減額を働きかけて行く必要がある。

那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金

1. 補助金の概要

番号	7	所管部課	学校教育部	学校教育課
予算事業名	那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金			
補助金名	那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金			
補助金の性質別分類	☐ 義務的な補助 ☒ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☐ 建設事業補助 ☐ その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名等)	那覇市学校教育団体等補助金交付要綱、那覇地区中学校体育連盟規約			
補助開始年度	(不明)			
交付先	那覇地区中学校体育連盟			
交付先の分類	☐ 外郭団体 ☒ 各種団体 ☐ 市民(個人) ☐ その他()			
補助の対象となる 事業内容	那覇地区中学校体育連盟は、沖縄県中学校体育連盟の「目的(県下中学生の健全な心身の育成と、体育・スポーツ活動の振興を図り、中学校教育の充実と発展に寄与すること)」にそって、那覇地区中学校ならびに特別「援学校」中学部の体育振興をはかることを目的として、昭和34年に組織された任意団体であり、学校体育教職員関係者が構成員となっている。 那覇地区中学校体育連盟の主な活動内容 ・夏季総体 ・地区陸上競技大会 ・地区駅伝競走大会 ・地区新人大会 ・各種講習会・部会等の実施 活動の中心は、6月の運動部活動対抗試合である夏季総体と、9月の地区陸上競技大会であり、いずれも学校教育活動の一環として行われるもので、学校体育と運動部活動にとってなくてはならないものである。			
補助の目的	学校教育関係団体(那覇地区中学校体育連盟)の活動の一環として、保健・体育等の大会事業運営に要する経費及び団体活動費の一部を補助する。那覇市中学校保健体育の振興及び大会運営の充実に資する。			
期待される効果	那覇市中学校保健体育の振興及び大会運営の充実、生徒の「生きる力」の育成			
積算根拠 (補助額の算定方法)	那覇地区中学校体育連盟規約により、会費は中学生1人当たり650円。うち300円は生徒本人が負担、差額の350円×那覇市在住中学生数分を補助する。 H27年度生徒数10,856人(那覇市立中学校、那覇市在住私立中学校含む)			

	10,856 人 × 350 円 = 3,799,600 円			
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	H25 年度決算書より、収入 ¥ 9,941,873 支出 ¥ 9,936,541 夏季総体(6 月)、地区陸上競技大会(9 月)、地区駅伝競走大会 (11 月)、地区新人大会(1 月)等の実施に要する経費			
交付方法	■補助金額確定 後	□事前に概算交付⇒精算	前年度返還(参考)	□有 ■無

2. 監査の指摘と意見

(1) 那覇地区中学校体育連盟に係る決算書のチェックについて

【指摘】

所管課担当者に同体育連盟に係る平成 25 年度決算書の主な内容について質問したところ、質問時においては、明確な回答が無い状況であった。後日、調査の上、回答を受領したが、補助交付先団体の決算概要については、補助金に係る実績報告を受ける段階でチェックしておくべきである。

(2) 沖縄県中学校体育連盟に対する分担金支出について

【指摘】

平成 25 年度那覇地区中体連決算書の支出合計額 9,936 千円のうち、約 45%の 4,471 千円が沖縄県中体連に対する分担金として支出されている。これは、那覇地区中体連における那覇市補助金を含む収入のうち 4 割を超える部分が、別の上部団体に支出されていることとなる。このような、直接の補助金交付先団体を介して上部団体等へ交付金、分担金等の名目で支出している団体は、ほかにも多数存在するが、上部団体等への交付金、分担金等支出が、交付先団体の直接の事業に該当するのかどうか疑問である。

この点に関して、補助金ガイドラインでは、以下の取り扱いとされている。

3 補助金の交付・見直し基準

(2) 財政的な視点

④再補助がある場合は、その基準及びチェックシステムを、効率性などメリット・デメリットを明らかにした上で確立すること。

※交付先からさらに再補助を行っている場合は、直接補助へ切り替えられないか、事務負担軽減等のメリット・デメリットを考慮のうえ個別に判断する。

今後は、上記補助金ガイドラインの取り扱いに従って、再補助について見直しをするべきである。

那覇市生涯学習振興費補助金

(那覇市青少年健全育成市民会議)

1. 補助金の概要

番号	1	所管部 課	学校教育部	青少年育成課
予算事業名	補助金(那覇市青少年健全育成市民会議)			
補助金名	那覇市生涯学習振興費補助金			
補助金の性質別 分類	☐ 義務的な補助 ☒ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☐ 建設事業補助 ☐ その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名 等)	那覇市生涯学習振興費補助金交付要綱			
補助開始年度	昭和56年度			
交付先	那覇市青少年健全育成市民会議 (通称:市民会議)			
交付先の分類	☐ 外郭団体 ☒ 各種団体 ☐ 市民(個人) ☐ その他()			
補助の対象となる 事業内容	那覇市青少年健全育成市民会議の主な活動内容 (1)健全育成活動の充実 ・誇りと自覚を持った青少年の育成 (2)青少年育成環境の整備と地域活動の活性化 ・地域の役割重視とその活動促進 ・青少年の非行防止活動の推進 (3)中学校区青少年健全育成協議会(青少協)の充実と活動の推進、強化 ・各青少協の組織、活動の充実と連携強化 (4)青少年健全育成の為に市民意識の高揚 (5)行政、青少年育成団体並びに各関係機関との連携 (6)中学校区青少年健全育成協議会(青少協)の統括			
補助の目的	那覇市青少年健全育成市民会議は、本市の青少年健全育成の実施団体として昭和 56 年に結成され、青少年に関わる関係機関、団体等と相互に連携をとりながら、市民協働で青少年の育成を目的とする諸事業活動を展開している団体。 特に内部組織である「17 中学校区青少年健全育成協議会」は、市民協働・学社融合の観点で、学校等との連携による地域の青少年健全育成活動にはなくてはならない存在となっている。			

期待される効果	市の青少年健全育成施策と呼応して、次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的として各種活動を行っており、「青少年の健全育成」「市民協働」の実施、機運の高まりへの効果が大きい。						
積算根拠 (補助額の算定方法)	積算するとなると、補助金額としては不足している。本市の財政状況に応じて年度ごとに補助額が減額されてきている状況である。 ※平成7年度の補助金額は、2,810万8千円である。						
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	「那覇市少年自然体験の船」「那覇市少年の主張大会」「やる気・元気旗頭フェスタinなは」「青少年健全育成綱引き大会」「那覇市内中学校卒業式の支援」「健やかな青少年を育てる那覇市民運動」「健やかな青少年を育てる那覇市民運動」「各中学校区成人式の支援」「夜間該当指導」他						
交付方法	□補助金額確定後		■事前に概算交付⇒精算		前年度返還(参考)		□有 ■無
今年度交付希望金額	補助希望額①		¥3,572,000				
	財源内訳	一般財源	¥3,572,000	国	¥0	県	¥0
補助率(%)	補助対象経費②		¥5,162,685	補助対象経費に占める補助金の割合 (①/②)			69%
参考データ (前年度実績)	収入総額		¥8,820,697	内部留保資金(積立金等)		¥0	
	支出総額		¥8,321,795	今年度への繰越金		¥498,902	
	前年度補助実績		¥3,572,000	(上記のうち)前々年度からの繰越金		¥0	
本市以外からの補助金等	県民会議(地区主張大会運営費)			¥50,000			
	赤い羽根共同募金会			¥90,000			
	子どもゆめ基金			¥705,423			
備考	かつて存在した内閣府政策統括官が所管する公益法人として昭和41年に(社)青少年育成国民会議が発足し、42年度末ごろまでに全国に青少年育成都道府県民会議が結成された。(沖縄県青少年育成県民会議は43年設立)その流れを受け、那覇市においても56年に本市民会議が設立された。その成立過程ゆえ、活動は常に市の施策と呼応しており、青少年健全育成の市民活動の中心的存在となっている。						

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の成果について

【指摘】

那覇市青少年健全育成市民会議は、青少年の健全育成に向け、様々な活動を行ってきているが、その目的である「青少年の健全育成を図ること」に対して、どのような具体的な成果があるのかわかりにくい。例えば、青少年の非行防止活動の推進であれば、市内における非行認知件数の減少につながっているなどの具体的な活動成果を示す必要がある。補助金の必要性、同市民会議の公益性は高いが、補助金の具体的な成果の面で説明が不足している。

那覇市生涯学習振興費補助金
(那覇市青年団体連絡会)

1. 補助金の概要

番号	3	所管部 課	学校教育部	青少年育成課
予算事業名	那覇市(那覇市青年団体連絡会)			
補助金名	那覇市生涯学習振興費補助金			
補助金の性質別 分類	☐ 義務的な補助 ☒ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☐ 建設事業補助 ☐ その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名 等)	那覇市生涯学習振興費補助金交付要綱			
補助開始年度	平成6年度頃			
交付先	那覇市青年団体連絡会			
交付先の分類	☐ 外郭団体 ☒ 各種団体 ☐ 市民(個人) ☐ その他()			
補助の対象となる 事業内容	那覇市青年団体連絡会の主な活動 各地域の青年会相互の交流、連携を通して青年会の活性化を図るため平成5年11月に結成。主な活動の一つに「なは青年祭」を実施している。これは、関係機関団体の協力を得ながら、市内の青年団体が一同に会して伝統芸能を披露することを通し、仲間づくりや地域			

	づくりに貢献するために行っている。 平成 26 年度現在加盟団体(7 団体) ①安里南之島保存会 ②城東ハイツ青年会 ③金城町青年会 ④那覇太鼓 ⑤国場民族伝統芸能保存会 ⑥那覇市青少年健全育成市民会議青年部 ⑦首里平良町青年会					
補助の目的	那覇市青年団体連絡会は、那覇市内の各地域で活動する青年団体を集め、青年(会)活動の活性化・健全育成を図ると共に、本市の伝統芸能の継承と発展に寄与することを目的に平成 5 年に発足した。青年活動をととして地域活性化を図り、青年層の人材養成に貢献している。					
期待される効果	上記目的に基づく活動が、市内の青年団体の連携及び本市の発展に寄与しており、本団体のメイン事業である「なは青年祭」は、那覇市観光産業にも貢献している。					
積算根拠 (補助額の算定方法)	積算するととなると、補助金額としては不足している。本市の財政状況に応じて年度ごとに補助額が減額されてきており、事務局の維持にも苦慮している状況である。 ※平成 17～18 年度の補助金額は、207 万円である。					
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	・事務局運営費 ・青年交流ボウリング大会 ・地域クリーン活動 ・伝統芸能団派遣事業					
交付方法	□補助金額確定後	■事前に概算交付⇒精算		前年度返還(参考)	□有 ■無	
今年度交付希望金額	補助希望額①		¥1,530,000			
	財源内訳	一般財源	¥1,530,000	国	¥0	県 ¥0
補助率(%)	補助対象経費②		¥1,612,359	補助対象経費に占める補助金の割合 (①/②)		95%
参考データ (前年度実績)	収入総額		¥1,653,068	内部留保資金(積立金等)		¥0
	支出総額		¥1,653,068	今年度への繰越金		¥29,967
	前年度補助実績		¥1,530,000	(上記のうち)前々年度からの繰越金		¥0

補助金等アンケート(その2)

1. この補助金に関連して、過去3年間に市監査委員、県、会計検査院から指摘事項等を受けている場合は、その内容及び改善状況等を記載してください。

■平成24年度財政援助団体等監査

【指摘事項等】

青年団体連絡会の加盟数は、第4次総合計画の施策「地域と連携して青少年の健全育成を図る」の成果指標にもなっており現在の7団体から平成24年度は20団体としているが数値目標の達成には厳しい状況である。各地域にある青年会の現状把握と課題分析を行うとともに加盟団体の増加及び事業活性化のための方策について青年団体連絡会と協議し、具体的かつ実効性のある行動に取り組まれない。

【要望事項に関する措置】

加盟団体数の増加については、自治会等を通して各地域で活動している青年会、青年団体等の情報収集を行い、効果的な参加の呼びかけを検討し、那覇市青年団体連絡会に加盟する団体数の増加につなげるよう努めたい。また、定期的に当該連絡会との協議を行い、実情を把握しながら連携を取り、当該連絡会、加盟団体の活性化に寄与するような支援を検討したい。

■平成25年度行政監査(那覇市代表監査委員)

【実績報告書に係る審査について(是正事項)】

補助金額の確定に当たっては、実績報告書及び収支精算書を審査しているが、支出金額を証する領収書等の証拠書類による確認を行っていない。
実績報告書に係る審査については、領収書等の証拠書類による確認を行われたい。

【是正事項に対する措置】

監査委員からの指摘を受け、平成25年度の実績報告に当たっては、領収書等の証拠書類による確認を行い、適正に処理されていることを確認しました。

■平成25年度行政監査(那覇市代表監査委員)

【補助金の種別について(注意事項)】

那覇市青年団体連絡会への生涯学習振興費補助金については、団体運営費補助となっている。
補助金等に関する基本指針では、補助金の交付は原則として事業費を対象に補助されるべきであるとされている。事業費補助として補助金を交付することについて検討されたい。

【注意事項に対する措置】

那覇市青年団体連絡会は、市内の青年団体の連携を図り、その助長発展につとめながら那覇市の発展に寄与することが目的となっております。その目的達成のために連絡協議、育成援助、研修会、文化行事等、様々な事業を市や地域社会のニーズに応えながら行うため、特定の事業に限っての事業費補助は不適當と考えます。

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の成果について

【指摘】

那覇市青年団体連絡会への補助金が、その設置目的に対して、どのような具体的な成果があるのか、市民に説明する必要がある。なお、ここ数年は、同連絡会の活動自体が低迷していることから、同連絡会の役割の検証や今後の事業運営の再構築が求められる。

なお、上記の通り、市監査委員による過去の監査においても同趣旨の指摘がある。